

年金保険

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで超高齢社会へと移行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成21年の平均寿命（厚生労働省：平成21年簡易生命表による）は、男79.59年（前年比0.30年増）、女86.44年（同0.39年増）で、世界最高の水準に達している。また、65歳の平均余命は、平成21年は男18.88年（前年比0.28年増）、女23.97年（同0.33年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成21年の出生数は107万人と前年に比べて若干数減少し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.37で前年と同率であった。

年齢別人口をみると、平成20年10月1日現在で65歳以上人口が2,822万人と総人口の22.1%を占めており、逐年増加している。将来推計（国立社会保障・人口問題研究所、平成18年12月推計、中位推計）では、65歳以上人口の割合は平成20（2008）年時点の22.1%から平成25（2013）年には25%台に達し、日本人人口の4人に1人が65歳以上人口となる。65歳以上人口は、平成54（2042）年のおおよそ3,863万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成54（2042）年以降も上昇を続け、平成67（2055）年には40.5%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な延びを受けて若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

公的年金制度の現状を平成20年の国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）でみると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,262万8千世帯と、全世帯（4,782万3千世帯）の47.3%を占めている。

65歳以上の者のいる世帯は1,973万7千世帯と全世帯の41.3%を占めているが、このうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は1,909万1千世帯で、65歳以上の者のいる世帯（年金受給者の有無不詳の世帯を除く。）の96.7%に達している。

また、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、またはこれらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）は923万世帯で、全世帯の19.3%であるが、高齢者世帯の平均所得（平成19年所得）298万9千円の種別金額の構成割合は、公的年金・恩給が70.8%、稼働所得が16.9%、財産所得が5.9%等となっており、公的年金・恩給が7割を占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は61.2%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険（総括）

昭和61年4月に国民年金法、厚生年金保険法及び共済組合各法の改正法が施行され、公的年金制度の改革が実施された。

この改革によって、それまでは自営業者等を対象としていた国民年金の適用が、厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者にも拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展するとともに、厚生年金保険、共済組合は基礎年金の上乗せである報酬比例年金を支給する制度に改められ、公的年金制度は、1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例年金の2階建ての制度に再編成された。

基礎年金の導入により、昭和61年4月から公的年金の適用・給付の体系が大幅に変更されたが、新法の老齢基礎年金は法施行時に年金受給権が発生していない60歳未満の者（大正15年4月2日以後に生まれた者）に対して適用され、既に受給権が発生していた者及び60歳以上の者（大正15年4月1日以前に生まれた者）の老齢年金については旧法の給付が引き続き支給されるなど、新法・旧法の給付が併存することとなった。また、この改正において船員は厚生年金保険の適用となり、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。したがって、新法の船員保険は職務上年金（障害年金、遺族年金）のみとなっている。

また、被用者年金制度の一元化に向けて平成9年4月より旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合（以下「旧三共済」という。））の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、これらの組合員は厚生年金保険の被保険者となったが、統合前に改正前国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けた者については引き続き国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けることとなっている。

平成14年4月には、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合された。また、厚生年金保険の被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満に引き上げられることとなった。

なお、従来、公的年金加入者の記録は加入制度ごとに付された整理番号（年金番号）によって別々に管理されていたが、平成9年1月に制度間で共通に使用する「基礎年金番号」が導入されたことにより、加入記録は一元的に管理されるようになり、この基礎年金番号に基づいて年金相談や年金裁定等の事務が行われている。

(1) 年金制度の概況

平成20年度末現在の国民年金制度の被保険者総数は6,853万人、老齢基礎年金等受給権者数は2,690万人となっており、制度全体での年金扶養比率は2.55となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の加入者総数は3,892万人、老齢（退職）年金受給権者数は1,576万人となっており、年金扶養比率は2.47となっている（表1）。

(2) 加入者数

平成20年度末現在の公的年金制度の加入者総数は6,936万人であり、総人口1億2,757万人の54.4%を占めている。また、制度別にみると第1号被保険者数2,001万人（対前年度末35万人、1.7%減）、厚生年金保険被保険者数3,444万人（同13万人、0.4%増）、共済組合組合員数447万人（同4万人、1.0%減）、第3号被保険者数1,044万人（同19万人、1.8%減）となっている。

加入者数の推移をみると、平成11年度末までは微増してきたが、平成12年度末に昭和61年度以降初の減少となった。その後微増減が続き比較的緩やかな人数推移であったが、平成20年度末は前年度と比べ71万人（1.0%）の減少となった（表2）。

(3) 受給者数

平成20年度末現在における公的年金の受給者数は、延人数で5,744万人であり、前年度末に比べ248万人（4.3%）の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は平成20年度末現在で4,283万人であり、前年度末に比べ120万人（2.8%）の増加となっている。

表1 公的年金制度の概況

○国民年金制度

(平成20年度末(平成21年3月末)現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給者数 ②	年金扶養比率	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成22年4 月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 2,001	万人 2,690	2.55	万円 5.8	兆円 4.2	兆円 7.7	兆円 [7.2]	円 15,100	65歳
第2号被保険者	3,809				—	—	—	—	
第3号被保険者	1,044				—	—	—	—	
合計	6,853								
(参考) 公的年金加入者合計	6,936								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、1万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給者数は、老齢基礎年金受給者数に、旧国民年金法による老齢年金受給者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給者および旧国民年金法による老齢年金受給者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.4万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。
 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

(平成20年度末(平成21年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給者数 (老齢・退任相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退任相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成22年4 月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成22年度)
厚生年金保険	万人 3,444	万人 1,324	2.60	万円 16.4	兆円 34.1	兆円 124.0	兆円 [116.6]	% 4.5 [4.6]	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳
国家公務員共済組合	105	67	1.58	21.9	2.0	8.6	[8.2]	6.3 [6.4]	15.154
地方公務員共済組合	295	175	1.69	22.7	5.3	39.5	[36.2]	10.1 [10.0]	15.154
私立学校教職員共済	47	11	4.49	21.4	0.4	3.4	[3.2]	9.9 [9.8]	12.584
合計	3,892	1,576	2.47	17.4	41.8	175.5	[164.2]	5.3 [5.3]	定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給者数に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
 なお、今回から推計方法を改善している。(参考：今回の推計方法による平成19年度末の数値は厚生年金16.6万円、国共済22.0万円、地共済22.8万円、私学共済21.5万円、合計17.5万円である。)
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.448%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。
 (前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

表2 公的年金加入者数の推移(年度末現在)

(単位：千人)

年度	加入者数 加総	国民年金 第1号 被保険者	国民年金 第3号 被保険者	被用者年金被保険者(第2号等)			総人口	加入者総数 / 総人口	
				厚生年金保険		共済組合			
				厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成10年度	70,502	20,426	11,818	32,957	32,486	470	5,302	126,552	55.7
11	70,616	21,175	11,686	32,481	32,020	461	5,273	126,780	55.7
12	70,491	21,537	11,531	32,192	31,736	456	5,231	127,033	55.5
13	70,168	22,074	11,334	31,576	31,147	429	5,184	127,333	55.1
14	70,460	22,368	11,236	32,144	31,336	809	4,712	127,560	55.2
15	70,292	22,400	11,094	32,121	31,334	787	4,677	127,650	55.1
16	70,293	22,170	10,993	32,491	31,724	767	4,639	127,678	55.1
17	70,447	21,903	10,922	33,022	32,272	750	4,599	127,723	55.2
18	70,383	21,230	10,789	33,794	33,063	731	4,569	127,747	55.1
19	70,066	20,354	10,628	34,570	33,848	722	4,514	127,687	54.9
20	69,358	20,007	10,436	34,445	33,719	726	4,471	127,566	54.4

- 注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口(総務省統計局)である。
 2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。
 3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,593万人（他の公的年金の受給権を持たない老齢福祉年金受給権者を含む。）となっており、前年度末に比べて114万人（3.3%）増加している。

平成20年度末における公的年金の受給者数を制度別にみると、国民年金（旧法拋出制及び基礎年金。以下同じ）が2,695万人（受給者の46.9%）と最も多く、次いで厚生年金保険が2,668万人（同46.5%）、共済組合が379万人（同6.6%）、福祉年金が1万人（同0.0%）となっている。

制度別に前年度末の受給者数と比較すると、国民年金が102万人（3.8%）、厚生年金保険が146万人（5.5%）、共済組合が16万人（4.3%）とそれぞれ増加しており、福祉年金は5千人（32.1%）の減少となっている（表3）。

平成20年度末現在における公的年金の受給者数を

年金の種別別にみると、老齢年金が3,865万人（船員保険の新法職務上年金を除く公的年金受給者の67.3%）と最も多く、次いで通算老齢年金が1,119万人（同19.4%）、障害年金が205万人（同3.6%）、遺族年金が549万人（同9.6%）、通算遺族年金が6万人（同0.1%）となっている。受給者数を老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）、障害給付（障害年金）、遺族給付（遺族年金及び通算遺族年金）ごとにまとめると、老齢給付が4,983万人と86.8%を占め、障害給付が205万人（3.6%）、遺族給付が555万人（9.7%）となっている（表5）。

平成20年度末現在における老齢年金受給者数の増減を制度別にみると、国民年金が106万人（4.6%）、厚生年金保険が56万人（4.8%）、共済組合が9万人（3.7%）の増加に対し、福祉年金は5千人（32.1%）の減少となっている（表4）。

表3 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年 度	総 数	国 民 年 金			厚 生 年 金 保 険			共 済 組 合	福 祉 年 金
		旧法拋出制	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済			
平成10年度	37,404 (32,291)	17,469	6,892	10,576	16,503	15,918	585	3,218	215
11	38,953 (33,001)	18,362	6,554	11,808	17,233	16,666	567	3,187	171
12	40,790 (33,998)	19,304	6,234	13,070	18,074	17,521	552	3,275	137
13	42,731 (35,084)	20,238	5,907	14,332	19,005	18,469	536	3,380	107
14	44,748 (36,210)	21,222	5,578	15,643	20,315	19,465	850	3,130	82
15	46,771 (37,396)	22,111	5,246	16,865	21,369	20,544	825	3,229	62
16	48,710 (38,460)	22,997	4,917	18,080	22,334	21,534	800	3,333	47
17	50,566 (39,347)	23,954	4,577	19,377	23,156	22,383	773	3,421	34
18	52,542 (40,298)	24,968	4,257	20,711	24,043	23,297	746	3,506	24
19	54,797 (41,464)	25,925	3,937	21,988	25,226	24,507	720	3,628	17
20	57,435 (42,825)	26,949	3,638	23,311	26,684	25,991	693	3,790	12

注1. 船員保険（新法職務上）は含まない。

2. () 内は厚生年金保険（平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

3. 平成10年度の共済組合は受給権者数である。

表4 公的年金老齢年金受給者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年 度	総 数	国 民 年 金			厚 生 年 金 保 険			共 済 組 合	福 祉 年 金
		旧法拋出制	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済			
平成10年度	24,277 (21,527)	14,076	4,746	9,331	7,854	7,424	431	2,132	215
11	25,256 (22,008)	14,985	4,479	10,505	8,142	7,724	418	1,959	171
12	26,609 (22,868)	15,959	4,230	11,729	8,519	8,112	407	1,994	137
13	28,029 (23,804)	16,930	3,977	12,954	8,951	8,556	395	2,040	107
14	29,695 (24,965)	17,956	3,725	14,231	9,571	9,036	535	2,087	82
15	31,165 (25,970)	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518	2,139	62
16	32,550 (26,873)	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501	2,193	47
17	33,952 (27,744)	20,832	2,972	17,860	10,852	10,368	483	2,234	34
18	35,392 (28,590)	21,864	2,736	19,128	11,234	10,768	466	2,271	24
19	36,949 (29,539)	22,872	2,502	20,370	11,725	11,277	448	2,335	17
20	38,649 (30,607)	23,928	2,272	21,657	12,287	11,858	429	2,422	12

注1. () 内は厚生年金保険（平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

2. 平成10年度の共済組合は受給権者数である。

老齢年金受給者数の推移をみると、人口の高齢化に伴い着実に増加している。なお、平成3年度末以降は老齢基礎年金受給者数が大幅に増加しているが、これは平成3年度から65歳到達により老齢厚生年金または退職共済年金と老齢基礎年金を併給する者が発生するようになったためである。

(4) 年金額

平成20年度末現在における公的年金受給者の年金総額（船員保険の新法職務上年金を除く。以下同じ）は48兆9千億円であり、対国民所得比は13.9%となっている。

年金総額を前年度末と比べると、1兆2千億円（2.5%）増加している。近年の年金総額の推移をみると、平成16年度末・平成18年度末及び平成19年度末を除き毎年1兆円以上の増加となっている。

平成20年度末現在の公的年金受給者の年金総額

を制度別にみると、厚生年金保険が24兆9千億円（受給者年金総額の51.2%）と最も多く、共済組合が6兆6千億円（同13.5%）、国民年金が17兆4千億円（同34.7%）、福祉年金が47億円（同0.0%）となっている（表6）。

平成20年度末現在の公的年金受給者の年金総額を年金の種別別にみると、老齢年金が38兆3千億円（78.3%）と年金総額の約4分の3を占めて最も多く、次いで遺族年金が6兆1千億円（12.5%）、通算老齢年金が2兆7千億円（5.5%）、障害年金が1兆8千億円（3.7%）等となっている（表7）。

平成20年度末現在における受給者1人当たりの平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が15万9千円、国民年金が5万4千円、共済組合が17万4千円となっている（表8）。

表5 公的年金制度別年金受給者数（平成20年度末現在）

（単位：人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	26,684,259	12,287,381	9,484,533	363,166	4,489,190	59,989
旧法厚生年金保険	3,081,992	1,315,755	1,042,531	68,235	598,081	57,390
新法厚生年金保険	22,850,047	10,511,987	8,335,522	287,112	3,715,426	・
基礎あり（再掲）	14,505,185	7,939,355	6,292,788	187,895	85,147	・
旧法船員保険	59,368	30,150	5,611	2,037	20,390	1,180
旧共済組合	692,852	429,489	100,869	5,782	155,293	1,419
基礎あり（再掲）	105,020	102,483	1,619	763	155	・
国民年金計	26,949,117	23,928,201	1,250,004	1,647,634	123,278	・
旧法拠出制	3,637,654	2,271,690	1,250,004	96,435	19,525	・
新法基礎年金	23,311,463	21,656,511	・	1,551,199	103,753	・
基礎のみ（再掲）	7,871,224	6,492,138	・	1,347,211	31,875	・
福祉年金	11,504	11,504	・	・	・	・
船員保険（新法）	2,231	・	・	512	1,719	・
共済組合	3,790,373	2,421,542	451,467	34,926	872,363	3,451
合計	57,437,484	38,648,628	11,186,004	2,046,238	5,486,550	63,440
船員保険（新法職務上）を除く	57,435,253 <42,825,048>	38,648,628 <30,606,790>	11,186,004 <4,891,597>	2,045,726 <1,857,068>	5,484,831 <5,399,529>	63,440 <63,440>

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険（旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。
2. 「基礎あり（再掲）」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。（ただし、旧共済組合の「基礎あり（再掲）」は旧農林共済組合分を除く。）
3. 「基礎のみ（再掲）」は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の数である。
4. 共済組合の総数には、公務上・職務上を含んでいる。

表6 公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	総 数	国 民 年 金			厚 生 年 金 保 険			共 済 組 合	福 祉 年 金	総数 / 国民所得 %
		旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成10年度	364,695 [356,930]	100,117	27,909	72,208	198,126	185,716 [177,951]	12,410	65,573	879	9.6
11	373,969 [365,205]	108,075	26,682	81,393	204,634	192,570 [183,806]	12,065	60,554	705	9.8
12	388,411 [378,421]	115,706	25,363	90,343	211,018	199,387 [189,398]	11,631	61,123	563	10.2
13	401,904 [390,524]	123,155	24,018	99,137	216,428	205,263 [193,884]	11,165	61,879	442	10.9
14	421,316 [408,390]	130,886	22,676	108,209	227,491	213,280 [200,354]	14,211	62,603	337	11.6
15	434,056 [421,206]	136,701	21,131	115,569	233,971	220,479 [207,630]	13,492	63,130	254	11.8
16	442,774 [431,128]	143,156	19,747	123,409	236,195	223,371 [211,725]	12,824	63,233	190	12.3
17	455,700 [444,658]	150,681	18,384	132,297	240,934	228,744 [217,702]	12,190	63,947	138	12.4
18	465,444 [453,682]	158,168	17,076	141,092	242,932	231,404 [219,642]	11,528	64,245	98	12.5
19	474,395 [462,040]	165,637	15,799	149,838	244,254	233,283 [220,927]	10,971	64,436	69	12.7
20	488,658 [475,392]	173,646	14,552	159,094	249,461	239,053 [225,787]	10,408	65,504	47	13.9

- 注1. 船員保険（新法職務上）は含まない。
 2. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 3. 平成10年度の共済組合は受給権者の年金総額である。

表7 公的年金制度別受給者年金総額（平成20年度末現在）

（単位：百万円）

	総数	老 齢 給 付		障 害 年 金	遺 族 給 付	
		老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金		遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚 生 年 金 保 険 計	24,946,128	17,688,465	2,245,045	296,081	4,700,764	15,772
基金代行分除く	23,619,533	16,449,456	2,157,460	296,081	4,700,764	15,772
旧法厚生年金保険	3,563,029	2,424,341	416,034	81,691	625,844	15,119
基金代行分除く	3,520,578	2,388,628	409,295	81,691	625,844	15,119
新法厚生年金保険	20,217,617	14,364,069	1,797,743	203,661	3,852,143	・
基礎分（別掲）	10,109,118	5,650,176	4,208,258	163,920	86,764	・
基金代行分除く	18,933,474	13,160,773	1,716,896	203,661	3,852,143	・
旧法船員保険	124,668	86,381	2,162	4,218	31,604	303
旧共済組合	1,040,813	813,673	29,106	6,511	191,173	351
基礎分（別掲）	79,022	77,120	1,090	650	163	・
国 民 年 金 計	17,364,573	15,503,133	274,121	1,466,494	120,825	・
旧法拠出制	1,455,170	1,085,751	274,121	86,123	9,175	・
新法基礎年金	15,909,403	14,417,382	・	1,380,371	111,650	・
基礎のみ（再掲）	5,251,733	4,015,535	・	1,202,926	33,272	・
福 祉 年 金	4,668	4,668	・	・	・	・
船 員 保 険（新 法）	4,686	・	・	1,112	3,575	・
共 済 組 合	6,550,416	5,055,185	156,583	46,465	1,276,641	1,080
合 計	48,870,471	38,251,452	2,675,749	1,810,151	6,101,805	16,852
船 員 保 険 (新法職務上)を除く	48,865,785 [47,539,191]	38,251,452 [37,012,443]	2,675,749 [2,588,163]	1,809,040 [1,809,040]	6,098,230 [6,098,230]	16,852 [16,852]

- 注1. 年金総額には一部支給停止額を含む。
 2. 「合計」の [] 内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 3. 「基礎分（別掲）」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。（ただし、旧農林共済組合に係る基礎年金額は除く。）
 4. 「基礎のみ（再掲）」は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の年金総額である。
 5. 共済組合の総数には公務上・職務上を含んでいる。

表8 公的年金受給者1人当たり平均年金月額（平成20年度末現在）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	158,806	56,710	105,703	88,874	21,910
基金代行分除く	150,403	55,940	105,703	88,874	21,910
旧法厚生年金保険	153,546	33,255	99,767	87,202	21,954
基金代行分除く	151,284	32,716	99,767	87,202	21,954
新法厚生年金保険	158,662	60,044	106,689	88,346	.
基礎分（再掲）	44,792	42,072	47,577	1,946	.
基金代行分除く	149,123	59,236	106,689	88,346	.
基礎あり	59,306	55,729	72,700	84,916	.
旧法船員保険	238,754	32,115	172,559	129,166	21,364
旧共済組合	172,840	24,946	103,200	102,675	20,606
旧法	200,768	40,489	135,619	100,926	20,606
新法	141,493	23,077	75,482	103,565	.
基礎分（再掲）	31,758	1,009	17,373	132	.
基礎あり	62,709	56,088	70,973	87,491	.
国民年金計	53,992	18,275	74,172	81,675	.
旧法拠出制	39,829	18,275	74,422	39,159	.
新法基礎年金	55,477	.	74,156	89,676	.
基礎のみ（再掲）	51,544	.	74,408	86,984	.
福祉年金	33,817
船員保険（新法）	.	.	180,932	173,288	.
共済組合	173,966	28,903	110,865	121,952	26,081

- 注1. 厚生年金保険に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。（ただし、旧農林共済分に係る基礎年金額は含まない。） また、一部支給停止額を含む。
2. 「基礎分（再掲）」は基礎年金部分（同一の年金種別）の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）
3. 「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者における基礎年金の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）
4. 「基礎のみ（再掲）」は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の平均年金月額である。
5. 共済組合の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。

3. 厚生年金保険

(1) 適用状況

昭和60年改正法が61年度から施行されたことにより、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される65歳未満の者（改正前は年齢制限なし。）となり、同時に国民年金の第2号被保険者となった。また、船員に厚生年金保険を適用することとし、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。さらに、厚生年金保険の適用事業所の範囲が順次拡大され、昭和63年度までに法人の事業所すべてが強制適用となった。

また、平成9年4月より旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合（以下「旧三共済」という。））

の長期給付事業が、さらに、平成14年4月より農林漁業団体職員共済組合（以下「旧農林共済」という。）が、厚生年金保険に統合された。同じ平成14年4月には、厚生年金保険の被保険者の年齢が65歳未満から70歳未満に引き上げられた。

① 事業所数

適用事業所数の推移をみると、昭和62年度以降は適用拡大により、事業所数の増加率は大きくなり、1人または2人の法人の事業所が強制適用となった昭和63年度末には前年度末に比べて9.3%増加した。その後も事業所数は順調に増加していた。平成10年度末に戦後初めての減少となり、平

成15年度末まで減少が続いていたが、平成16年度末以後は、再び年々増加している。

平成20年度末の適用事業所数（船舶所有者数を除く。）は173万事業所で、前年度末に比べて2万事業所（1.4%）の増加となっている。また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は12万（全適用事業所の6.7%）で、前年度末に比べて3千（2.8%）の減少となっている。

また、平成20年度末現在の船舶所有者数は5,086で前年度末に比べて95（1.8%）減少しており、船舶所有者数は逐年減少傾向が続いている（表9）。

② 被保険者数

厚生年金保険の被保険者数の推移をみると、適用拡大の影響等により、昭和62年度末に前年度末を上回って以降、平成8年度末まで順調に増加し、さらに平成9年度末は旧三共済の統合もあって47万人増加した（旧三共済組合を除くと1万人（0.0%）減少）が、平成10年度末に減少に転じ、平成14年度末を除き平成15年度末まで減少が続いた。平成14年度末は57万人増加したが、これは旧農林共済の統合や被保険者資格の70歳未満への延長による影響が大きい（旧農林共済組合及び65～69歳の被保険者を除くと47万人（1.5%）減少）。平成16年度末以降は再び増加してきている。

平成20年度末の厚生年金保険の被保険者数は3,444万人で、前年度末に比べて13万人（0.4%）減少している。被保険者数の内訳をみると、一般男子が2,232万人（全被保険者の64.8%）、女子が1,207万人（同35.0%）、坑内員・船員（船員任継を除く。以下同じ。）が6万人（同0.2%）となっている。前年度末と比べると、一般男子が17万人（0.7%）減少、女子が4万人（0.3%）増加、坑内員・船員は1千人（1.9%）減少している（表10、図1）。

③ 厚生年金基金加入状況

平成20年度末の厚生年金基金の加入者数は463万人で前年度末に比べて11万人（2.4%）減少している。また、基金加入者は被保険者の13.4%を占めている。基金加入者数は、基金設立要件の緩和により平成7年度末まで逐年増加していたが、平成8年度末に減少に転じた。平成9年度末はN T Tが基金を設立したこと等により、前年度末に比べて増加したが、平成10年度末以降は再び減少が続き、さらに平成14年4月から代行返上が可能となったことから、前年度末に比べて平成14年度末は27.7%と大きく減少したが、平成19年度末は2.5%、平成20年度末は2.4%それぞれ減少と、近年は減少が緩やかになっている（表11）。

表9 適用事業所数・船舶所有者数の推移（年度末現在）

(単位：千か所)

年 度	事 業 所 数			基金非加入事業所数			基金加入事業所数			船舶所有者数				
	総 数	強制適用	任意包括適用	総 数	強制適用	任意包括適用	総 数	強制適用	任意包括適用					
平成10年度	1,691	〈152〉	1,560	132	1,506	〈71〉	1,383	123	186	〈81〉	177	9	7	〈4〉
11	1,683	〈155〉	1,554	129	1,502	〈82〉	1,381	120	181	〈73〉	173	8	7	〈5〉
12	1,674	〈165〉	1,547	127	1,498	〈91〉	1,379	119	176	〈74〉	168	8	6	〈5〉
13	1,651	〈168〉	1,529	123	1,482	〈96〉	1,367	115	170	〈72〉	162	8	6	〈5〉
14	1,629	〈7,412〉	1,510	119	1,472	〈7,342〉	1,360	112	157	〈70〉	150	7	6	〈4〉
15	1,618	〈7,282〉	1,501	116	1,476	〈7,281〉	1,366	110	142	〈1〉	135	7	6	〈4〉
16	1,626	〈7,003〉	1,511	115	1,492	〈7,002〉	1,383	109	134	〈1〉	128	6	6	〈4〉
17	1,643	〈6,739〉	1,528	114	1,515	〈6,738〉	1,406	108	128	〈1〉	122	6	5	〈3〉
18	1,676	〈6,505〉	1,595	81	1,552	〈6,504〉	1,474	78	124	〈1〉	121	3	5	〈3〉
19	1,710	〈6,303〉	1,626	84	1,591	〈6,302〉	1,509	81	120	〈1〉	117	3	5	〈2〉
20	1,734	〈6,105〉	1,648	87	1,618	〈6,104〉	1,534	84	117	〈1〉	114	3	5	〈2〉

注1. 事業所の総数には任意単独適用（平成20年度末は、283事業所）を含んでいる。

2. 総数の〈 〉内は、厚生年金保険に統合された旧共済組合に係るものである。（単位：所）

表10 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）

年 度	総 数	任 意 継 続 を 除 く				第 4 種 (任意継続)
		第 1 種 (一般男子)	第 2 種 (女子)	第 3 種 (坑内員・船員)	うち船員分	
平成10年度	32,957 (470) (46)	22,039 (405)	10,830 (65)	85 (0.2)	82	2 (-)
11	32,481 (461) (49)	21,720 (396)	10,680 (65)	80 (0.2)	78	1 (-)
12	32,192 (456) (57)	21,508 (388)	10,608 (68)	76 (0.2)	74	0 (-)
13	31,576 (429) (61)	21,087 (370)	10,419 (58)	70 (0.2)	69	- (-)
14	32,144 (809) (67)	21,414 (588)	10,663 (220)	67 (0.2)	66	- (-)
15	32,121 (787) (72)	21,305 (569)	10,753 (217)	64 (0.2)	63	- (-)
16	32,491 (767) (78)	21,442 (551)	10,987 (216)	62 (0.2)	61	- (-)
17	33,022 (750) (97)	21,679 (536)	11,282 (214)	61 (0.1)	60	- (-)
18	33,794 (731) (111)	22,079 (519)	11,655 (212)	60 (0.1)	59	- (-)
19	34,570 (722) (129)	22,485 (509)	12,026 (212)	59 (0.1)	58	- (-)
20	34,445 (726) (145)	22,319 (510)	12,068 (215)	58 (0.1)	57	- (-)

注1. 第4種には船員任意継続被保険者を含んでいる。
 2. 〈 〉内は、旧共済組合に係る被保険者数の再掲。
 3. ()内は、育児休業による保険料免除者数の再掲(旧共済組合に係る分は、4,451人である。)

図1 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）

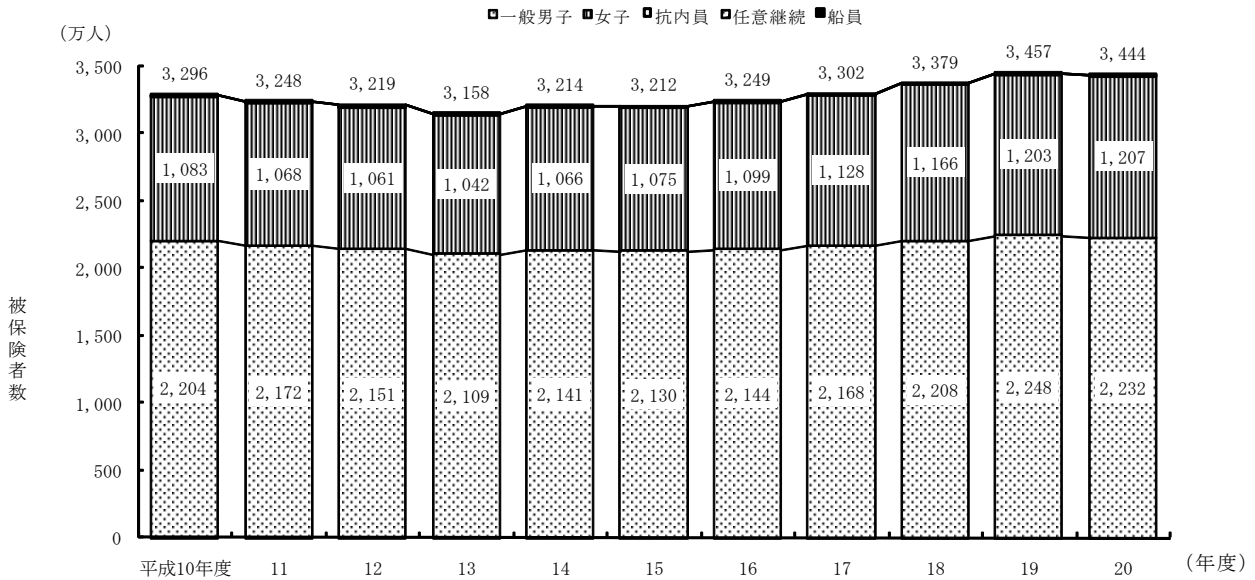


表11 基金加入・非加入別被保険者数の推移（年度末現在）

年 度	基 金 非 加 入			基 金 加 入			基金加入 割合
	総 数	一般男子	女 子	総 数	一般男子	女 子	
平成10年度	20,939 (208)	13,322 (198)	7,530 (10)	12,017 (262)	8,717 (208)	3,300 (54)	36.5
11	20,776 (204)	13,208 (192)	7,487 (12)	11,705 (258)	8,512 (204)	3,193 (53)	36.0
12	20,787 (200)	13,204 (187)	7,507 (13)	11,405 (257)	8,304 (201)	3,101 (55)	35.4
13	20,698 (193)	13,141 (180)	7,487 (12)	10,878 (236)	7,946 (190)	2,932 (46)	34.5
14	24,275 (630)	15,765 (447)	8,442 (183)	7,870 (179)	5,649 (142)	2,220 (37)	24.5
15	26,315 (787)	17,144 (569)	9,107 (217)	5,806 (0)	4,160 (0)	1,645	18.1
16	27,264 (767)	17,716 (551)	9,486 (216)	5,227 (0)	3,726 (0)	1,501 (-)	16.1
17	28,034 (750)	18,131 (536)	9,842 (214)	4,988 (0)	3,548 (0)	1,440 (-)	15.1
18	28,927 (731)	18,628 (519)	10,239 (212)	4,867 (0)	3,451 (0)	1,416 (-)	14.4
19	29,826 (722)	19,130 (509)	10,637 (212)	4,744 (0)	3,355 (0)	1,389 (-)	13.7
20	29,813 (726)	19,052 (510)	10,703 (215)	4,631 (0)	3,266 (0)	1,365 (-)	13.4

注 〈 〉内は旧共済組合に係る分である。

④ 年齢階級別構成比

被保険者の年齢構成（平成20年度末現在）を一般男子と女子についてみると、一般男子では35～39歳が14.7%（一般男子計に対する割合）と最も高く、次いで30～34歳が13.6%、40～44歳が12.5%となっている。

また、女子については25～29歳が15.2%（女子計に対する割合）と高く、次いで30～34歳が14.0%、35～39歳が12.6%となっている（図2）。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成20年度末で42.0歳であり、そのうち一般男子が42.8歳、女子が40.4歳で、船員は47.3歳となっている。

⑤ 産業別・規模別適用状況

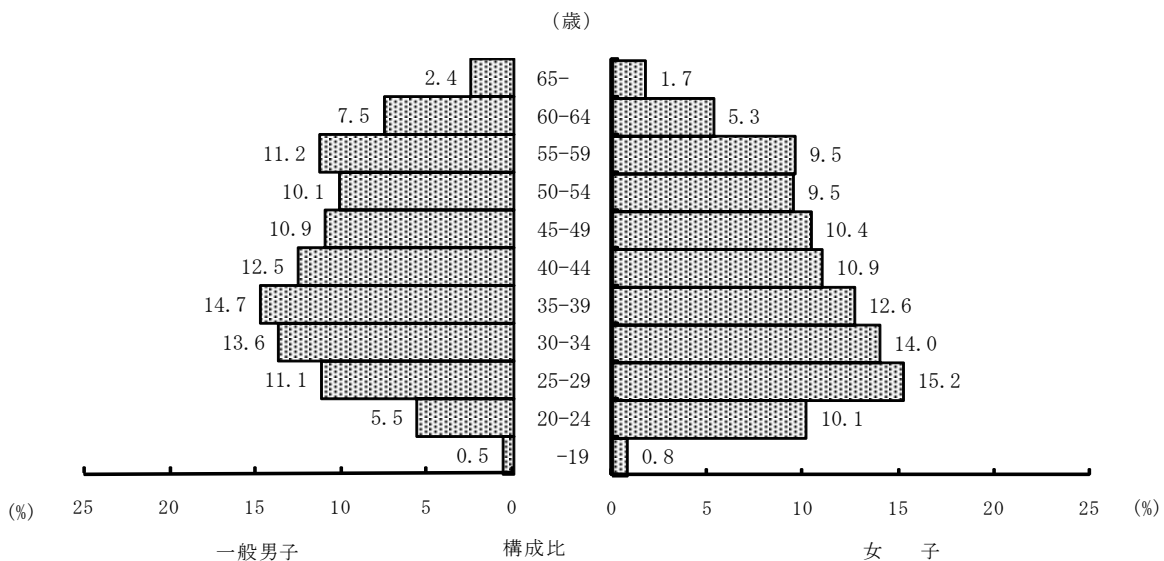
表12及び表13は平成20年9月1日現在で産業別・規模別に適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業別にみると、事業所数では卸売・小売業（全事業所数の20.0%）、サービス業（同18.9%）、建設業（同16.6%）、製造業（同16.2%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の26.0%）、卸売・小売業（同16.1%）、サービス業（同14.9%）が大きな割合を占めている。

また、規模別でみると、5人未満の適用事業所数の割合が全体の53.8%（対前年比4.0%増）を占めており、5人未満の適用事業所の被保険者の割合は全体の5.1%（対前年比1.1%減）となっている。

表14は産業別の被保険者数を男女別にみたものである。女子の割合は、医療・福祉（74.3%）、公務（69.1%）、教育・学習支援業（53.5%）などが高くなっており、運輸業（13.5%）、鉱業（14.7%）、電気・ガス・熱供給・水道業（15.3%）などが低くなっている。

図2 厚生年金保険 被保険者の年齢構成
（平成20年度末現在、一般男子、女子）



注 高齢任意加入被保険者を含み、任意継続被保険者を除く。

表12 厚生年金保険 産業別・規模別事業所数（平成20年9月1日現在の調査）

（単位：所）

産業大分類	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上	合 計	
									割合 (%)
農 林 水 産 業	5,801	3,569	6,948	642	114	6	1	17,081	1.0
鉱 業	998	569	2,080	297	53	2	5	4,004	0.2
建 設 業	100,242	60,116	114,974	8,695	1,598	152	126	285,903	16.6
製 造 業	75,708	43,231	117,370	29,403	11,386	1,141	863	279,102	16.2
卸 売 ・ 小 売 業	136,562	67,871	116,452	17,356	6,452	761	519	345,973	20.0
金 融 ・ 保 険 業	10,998	3,833	5,057	1,135	955	193	226	22,397	1.3
不 動 産 業	51,223	11,559	11,402	1,462	516	69	42	76,273	4.4
運 輸 業	11,662	6,568	29,510	10,161	3,381	290	179	61,751	3.6
情 報 通 信 業	23,795	9,140	21,626	5,442	2,158	294	234	62,689	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	2,565	2,075	3,750	533	169	17	25	9,134	0.5
飲食店・宿泊業	22,324	10,556	18,154	2,936	1,018	100	80	55,168	3.2
医 療 ・ 福 祉	24,762	22,559	65,997	14,394	6,256	443	140	134,551	7.8
教育・学習支援業	8,691	3,394	8,565	1,450	370	54	26	22,550	1.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	5,951	1,679	2,541	604	601	119	54	11,549	0.7
サ ー ビ ス 業	133,638	59,625	108,795	16,669	5,733	696	462	325,618	18.9
公 務	5,242	1,544	3,766	1,319	900	120	35	12,926	0.7
合 計	620,162	307,888	636,987	112,498	41,660	4,457	3,017	1,726,669	100.0
	割合 (%)	35.9	17.8	36.9	6.5	2.4	0.3	0.2	100.0

表13 厚生年金保険 産業別・規模別被保険者数（平成20年9月1日現在の調査）

（単位：人）

産業大分類	2人以下	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上	合 計	
									割合 (%)
農 林 水 産 業	7,260	12,291	70,140	31,832	21,314	3,664	2,365	148,866	0.4
鉱 業	1,106	1,965	24,366	14,037	11,424	1,738	19,677	74,313	0.2
建 設 業	127,611	206,802	1,152,640	417,111	302,593	105,118	361,321	2,673,196	7.6
製 造 業	91,560	149,068	1,386,125	1,542,280	2,249,823	782,716	2,954,492	9,156,064	26.0
卸 売 ・ 小 売 業	166,781	232,366	1,220,596	892,636	1,286,996	524,504	1,351,947	5,675,826	16.1
金 融 ・ 保 険 業	11,681	13,028	53,404	61,980	218,095	133,103	890,824	1,382,115	3.9
不 動 産 業	54,844	38,881	112,918	74,608	103,313	48,135	91,122	523,821	1.5
運 輸 業	12,607	22,876	387,577	529,526	645,135	203,128	712,774	2,513,623	7.1
情 報 通 信 業	26,487	31,409	251,742	284,637	431,256	203,192	742,690	1,971,413	5.6
電気・ガス・熱供給・水道業	3,395	7,117	39,572	27,311	30,571	11,281	175,077	294,324	0.8
飲食店・宿泊業	26,252	36,027	193,401	149,329	203,052	66,348	203,970	878,379	2.5
医 療 ・ 福 祉	31,847	78,965	726,767	788,313	1,245,197	299,684	245,043	3,415,816	9.7
教育・学習支援業	9,866	11,649	102,864	69,614	79,886	37,448	48,743	360,070	1.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	6,579	5,676	27,533	33,924	149,666	79,315	109,088	411,781	1.2
サ ー ビ ス 業	159,034	204,548	1,141,607	857,851	1,151,851	478,601	1,248,282	5,241,774	14.9
公 務	5,010	5,269	45,366	73,484	190,968	81,306	61,952	463,355	1.3
合 計	741,920	1,057,937	6,936,618	5,848,473	8,321,140	3,059,281	9,219,367	35,184,736	100.0
	割合 (%)	2.1	3.0	19.7	16.6	23.6	8.7	26.2	100.0

注 任意継続被保険者は含まない。

表14 厚生年金保険 産業別・男女別被保険者数（平成20年9月1日現在の調査）

産業大分類	計		男子		女子	
	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)
農林水産業	149	100.0	107	71.9	42	28.1
鉱業	74	100.0	63	85.3	11	14.7
建設業	2,673	100.0	2,262	84.6	411	15.4
製造業	9,156	100.0	6,894	75.3	2,262	24.7
卸売・小売業	5,676	100.0	3,497	61.6	2,179	38.4
金融・保険業	1,382	100.0	717	51.9	665	48.1
不動産業	524	100.0	348	66.5	175	33.5
運輸業	2,514	100.0	2,174	86.5	340	13.5
情報通信業	1,971	100.0	1,427	72.4	545	27.6
電気・ガス・熱供給・水道業	294	100.0	249	84.7	45	15.3
飲食店・宿泊業	878	100.0	523	59.6	355	40.4
医療・福祉	3,416	100.0	877	25.7	2,539	74.3
教育・学習支援業	360	100.0	167	46.5	193	53.5
複合サービス事業	412	100.0	258	62.6	154	37.4
サービス業	5,242	100.0	3,126	59.6	2,116	40.4
公務	463	100.0	143	30.9	320	69.1
合計	35,185	100.0	22,833	64.9	12,352	35.1

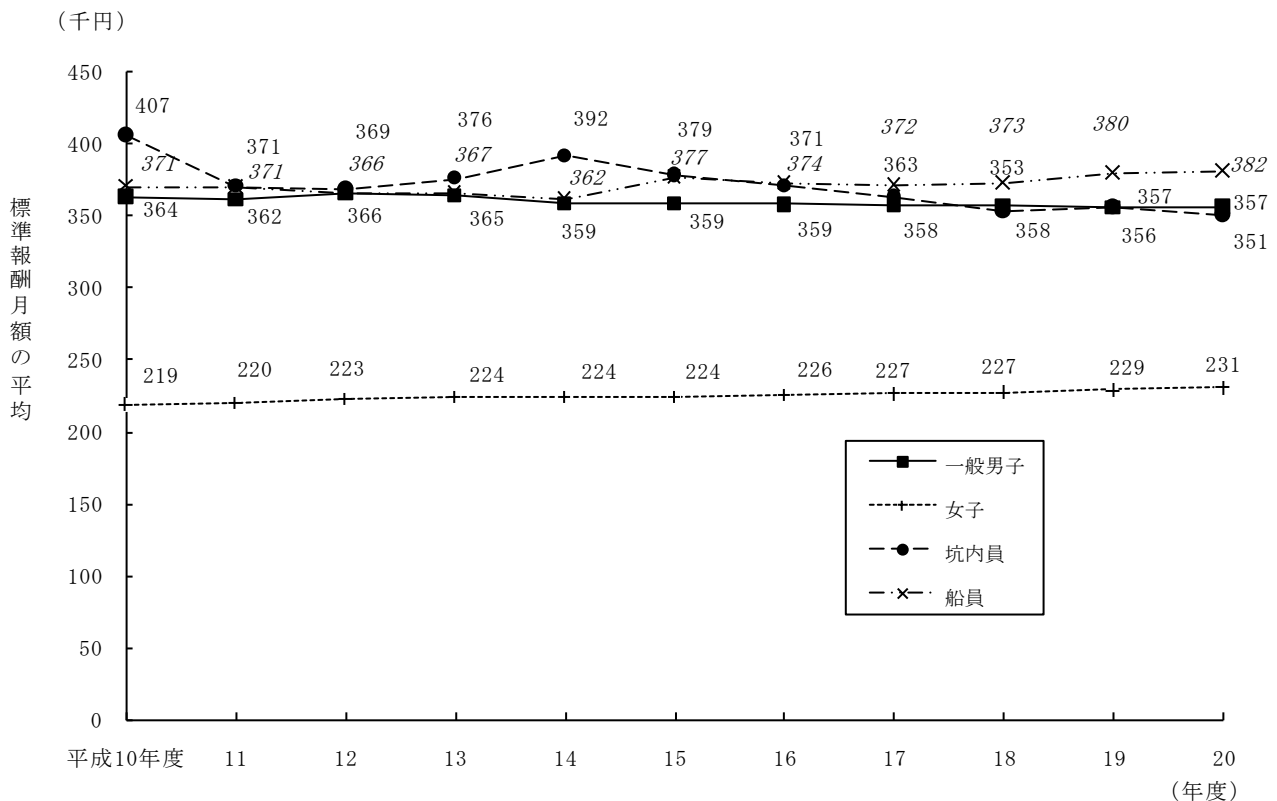
注 任意継続被保険者は含まない。

⑥ 標準報酬月額

厚生年金保険の標準報酬等級は平成12年の改正法の施行により、従来の9万2千円から59万円までの30等級から、9万8千円から62万円までの30等級に改められ、平成12年10月から適用されている。

平成20年度末現在の標準報酬月額の平均は、全体では31万3千円（対前年度末比0.2%増）である。その内訳は、一般男子が35万7千円（同0.1%増）、女子が23万1千円（同0.8%増）、坑内員が35万1千円（同1.7%減）、船員（船員任継を除く。）が38万2千円（同0.5%増）である（図3）。

図3 厚生年金保険 標準報酬月額の平均の推移（年度末現在）



標準報酬月額平均を厚生年金基金の加入の有無別にみると、基金加入者の平均が32万8千円（対前年度末0.2%増）で、非加入者が31万円（同0.2%減）である。

なお、厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、平成21年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与は、26万2千円（対前年同月比3.5%減）となっている。

図4及び図5は標準報酬等級別被保険者数の分布をみたものである。一般男子では上限の第30級（62万円）が215万人と最も多くなっており、一般男子全体の9.6%を占めている。一方、女子は第14

級（22万円）が114万人（9.4%）と最も多くなっている。

図6及び図7は事業所の産業別の標準報酬月額の平均（平成20年9月1日現在）を示したものである。男女とも金融・保険業、情報通信業、医療・福祉及び不動産業が高く、公務が低くなっている。

図4 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成20年度末現在）

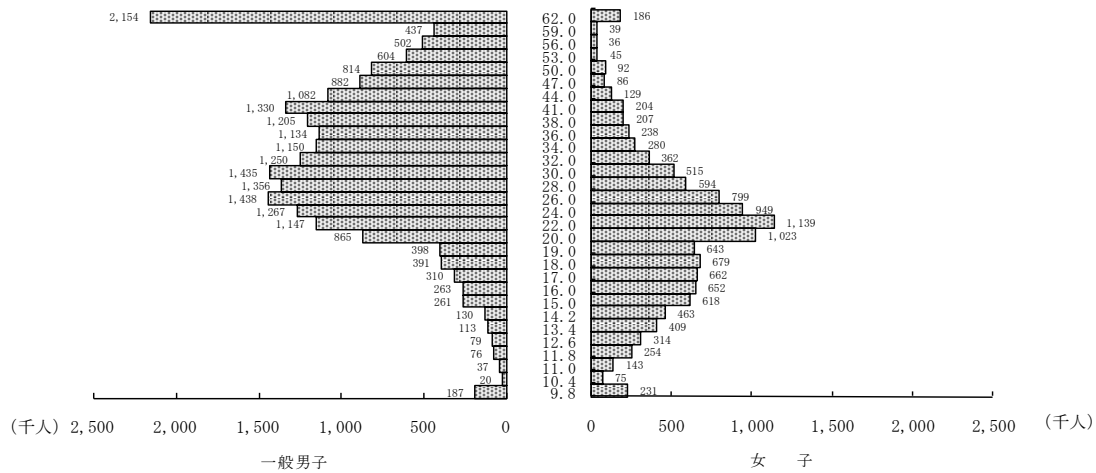


図5 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成20年度末現在）

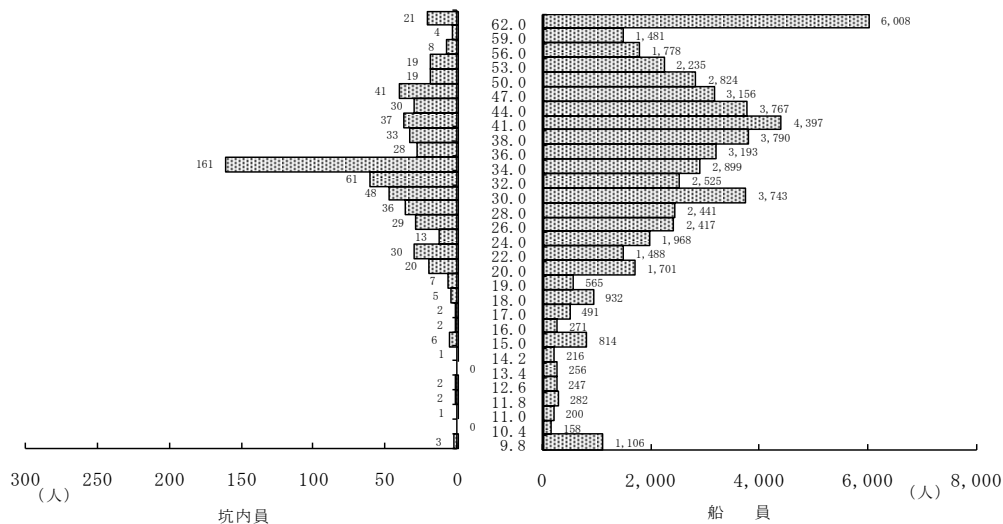


図6 産業別標準報酬月額 averages (Men) (Survey as of September 1, 2018)

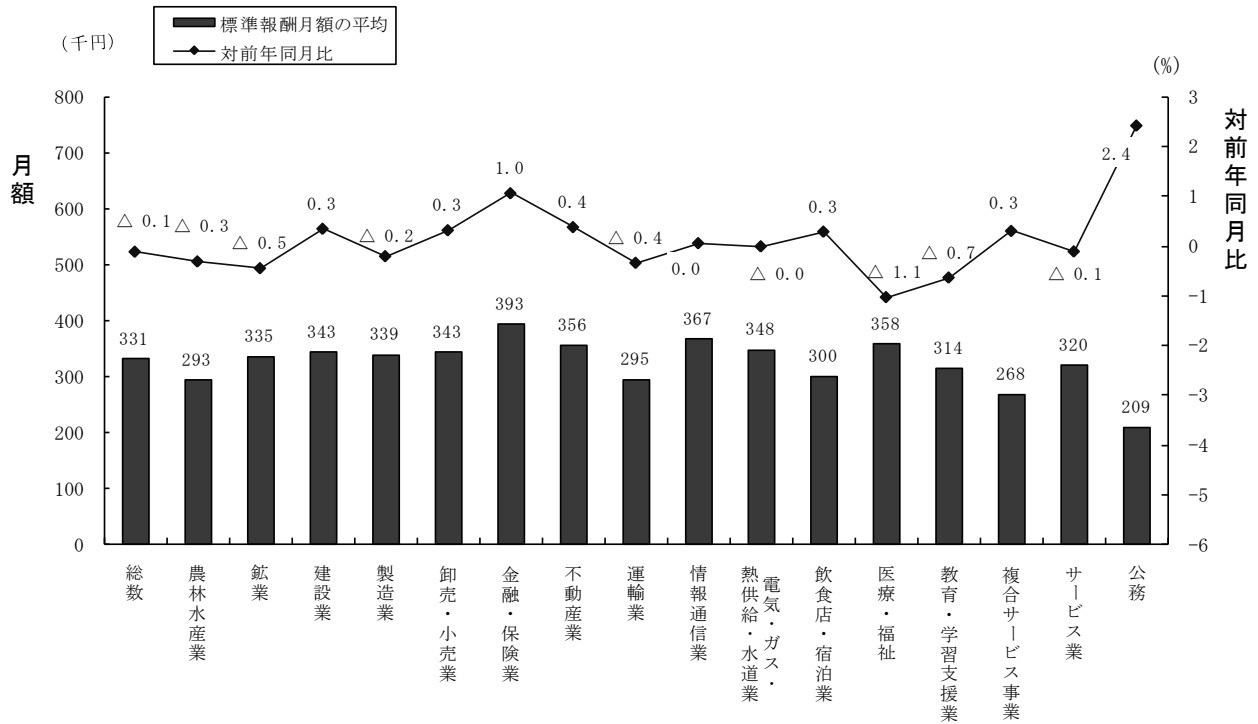
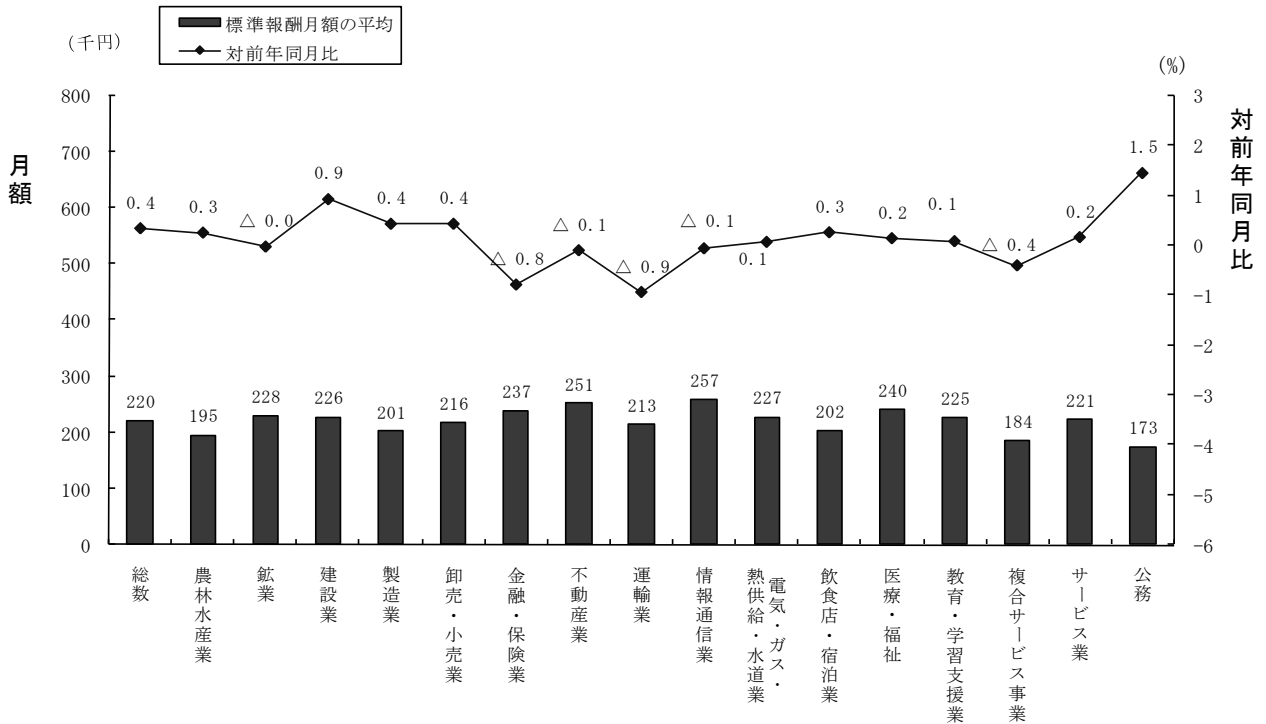


図7 産業別標準報酬月額 averages (Women) (Survey as of September 1, 2018)



(2) 受給(権)者数

前述したとおり、昭和61年4月から公的年金制度が大きく再編された。また、平成7年4月からは在職老齢年金の仕組みが抜本的に改善され、60歳前半の被保険者で厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある者については、賃金の多寡に関わらず全ての者が受給権を持つこととなり、支給される年金額については、賃金の増加に応じて、賃金と年金額の合計が増加する仕組みとなった。

さらに、平成9年4月より旧三共済組合が厚生年金保険に統合され、改正前の国家公務員等共済組合法により裁定された旧三共済組合の受給者の給付事業が厚生年金保険に移管された。平成14年4月には旧農林共済組合が厚生年金保険に統合され、改正前の農林漁業共済組合法により裁定された受給者の給付事業も厚生年金保険に移管された。また、平成14年4月より65歳以上70歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金(報酬比例部分)について、新たに在職老齢年金制度が導入された。

① 受給者数

平成20年度末における厚生年金保険の受給者数は2,668万人で、内訳は旧法厚生年金保険が308万人(全受給者の11.5%)、旧法船員保険が6万人(同0.2%)、新法厚生年金保険が2,285万人(同85.6%)、旧共済組合69万人(同2.6%)となっている。前年度末に比べると受給者は146万人(5.8%)の増加となっている。(表15、図8)受給者の内訳を年金の種類別にみると、老齢年金が1,229万人(全受給者の46.0%)、通算老齢年金が949万人(同35.5%)、障害年金が36万人(同1.4%)、遺族給付が449万人(同16.8%)となっている。受給者の内訳を前年度末と比較すると、老齢年金が56万人(4.8%)、通算老齢年金が76万人(8.7%)、障害年金が3千人(0.9%)、遺族給付が13万人(3.1%)の増加となっている(表17、図8)。

厚生年金保険の受給者数の推移をみると、高齢者の増加に伴い増加が続いている。特に、平成9年度末は旧三共済組合を統合したこと等により145万人の増加となっている。平成14年度末は旧農林共済組合を統合したこと等により131万人の増加となっている。

平成20年度末現在の厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金の受給者数はそれぞれ1,229万人、

948万人、両者を合わせた老齢給付合計では2,177万人であるが、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が132万人(老齢給付の6.0%)、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が104万人(同4.8%)、旧法船員保険の老齢年金が3万人(同0.1%)、旧法船員保険の通算老齢年金が6千人(同0.0%)、新法厚生年金保険の老齢厚生年金1,885万人(同86.6%) — うち、老齢相当1,051万人(同48.3%)、通老相当834万人(同38.3%) —、旧共済組合の退職給付(退職年金(新法退年相当含む。以下同じ。))及び通算退職年金(新法通退相当含む。以下同じ。))が53万人(同2.4%)となっている(表18)。

老齢給付の受給者数を退職・在職別にみると、退職老齢給付の受給者数が1,980万人(同90.9%)、在職老齢給付が198万人(同9.1%)となっている。

また、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金及び退職共済年金の受給者は、平成20年度末で1,449万人(老齢相当813万人、通老相当637万人)となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金及び障害共済年金の受給者は、19万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給者は、9万人となっている(表15)。

② 老齢給付新規裁定受給者数

平成20年度の厚生年金保険の老齢給付の新規裁定者は150万人で、前年度末と比較して14万人(10.3%)増加している。その内訳は老齢(退職)年金63万人(対前年度末比3万人、5.2%増)、通算老齢(退職)年金87万人(同11万人、14.3%増)となっている(表19)。

表15 厚生年金保険 受給者数（平成20年度末現在）

	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	1,316	4.9	30	0.1	10,512 (7,939)	39.4	429 (188)	1.6	12,287	46.0
通算老齢年金	1,043	3.9	6	0.0	8,336 (6,293)	31.2	101 (73)	0.4	9,485	35.5
障 害 年 金	68	0.3	2	0.0	287 (188)	1.1	6 (2)	0.0	363	1.4
遺 族 年 金	598	2.2	20	0.1	3,715 (85)	13.9	155 (1)	0.6	4,489	16.8
通算遺族年金	57	0.2	1	0.0	・	・	1	0.0	60	0.2
合 計	3,082	11.5	59	0.2	22,850 (14,505)	85.6	693 (264)	2.6	26,684	100.0

注1. ()内は基礎年金（同一支給事由）を併せて受給している者の数である。

2. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

表16 厚生年金保険 受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成10年度	5,505	102	10,311	585	16,503
11	5,257	98	11,311	567	17,233
12	5,019	94	12,408	552	18,074
13	4,776	90	13,604	536	19,005
14	4,530	85	14,850	850	20,315
15	4,284	81	16,179	825	21,369
16	4,038	77	17,419	800	22,334
17	3,787	72	18,524	773	23,156
18	3,547	68	19,682	746	24,043
19	3,308	64	21,136	720	25,226
20	3,082	59	22,850	693	26,684

注 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

表17 厚生年金保険 給付の種類別受給者数の推移（年度末現在）

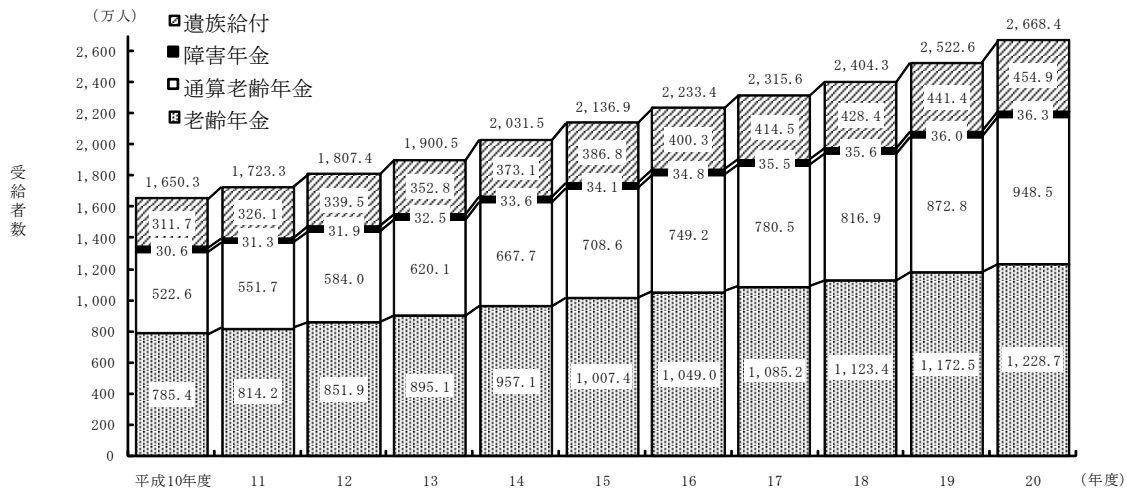
（単位：千人）

年 度	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成10年度	7,854	5,226	306	3,117	16,503
11	8,142	5,517	313	3,261	17,233
12	8,519	5,840	319	3,395	18,074
13	8,951	6,201	325	3,528	19,005
14	9,571	6,677	336	3,731	20,315
15	10,074	7,086	341	3,868	21,369
16	10,490	7,492	348	4,003	22,334
17	10,852	7,805	355	4,145	23,156
18	11,234	8,169	356	4,284	24,043
19	11,725	8,728	360	4,414	25,226
20	12,287	9,485	363	4,549	26,684

注1. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

2. 「遺族給付」は、旧法遺族年金、旧法通算遺族年金、遺族厚生年金及び旧共済組合に係る遺族年金、通算遺族年金、遺族共済年金の合計である。

図8 厚生年金保険 受給者数の推移（年度末現在）



注 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

表18 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成10年度	2,498	1,870	56	13	4,870	3,340	431	3	7,854	5,226
11	2,375	1,789	53	12	5,296	3,714	418	3	8,142	5,517
12	2,258	1,709	50	11	5,803	4,116	407	3	8,519	5,840
13	2,139	1,627	48	11	6,368	4,560	395	3	8,951	6,201
14	2,020	1,544	45	10	6,971	5,013	535	111	9,571	6,677
15	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109	10,074	7,086
16	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108	10,490	7,492
17	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106	10,852	7,805
18	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104	11,234	8,169
19	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102	11,725	8,728
20	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101	12,287	9,485

注 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

表19 厚生年金保険 老齢給付新規裁定受給者数の推移（年度累計）

(単位：千人)

年度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成10年度	1	6	0	0	352	400	1	0	354	406
11	0	4	0	0	317	421	1	0	319	425
12	0	3	0	0	403	462	2	0	406	466
13	0	2	0	0	416	507	1	0	417	510
14	0	2	0	0	423	526	2	4	425	532
15	0	2	0	0	452	587	1	1	453	591
16	0	2	0	0	452	605	1	1	453	608
17	0	2	0	0	365	531	1	1	366	534
18	0	1	0	0	420	612	1	1	421	614
19	0	3	0	0	594	758	1	1	595	762
20	1	18	0	0	625	853	0	1	626	872

注 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

③ 老齢給付年齢階級別受給権者数

平成20年度末現在の厚生年金保険の受給権者数は2,907万人、うち老齢給付が2,365万人で全体の81.3%を占めている。

図9は老齢給付の受給権者の年齢階級別分布を示したものである。男子では65～69歳が最も多く(324万人)、女子でも65～69歳が最も多い(281万人)。

④ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

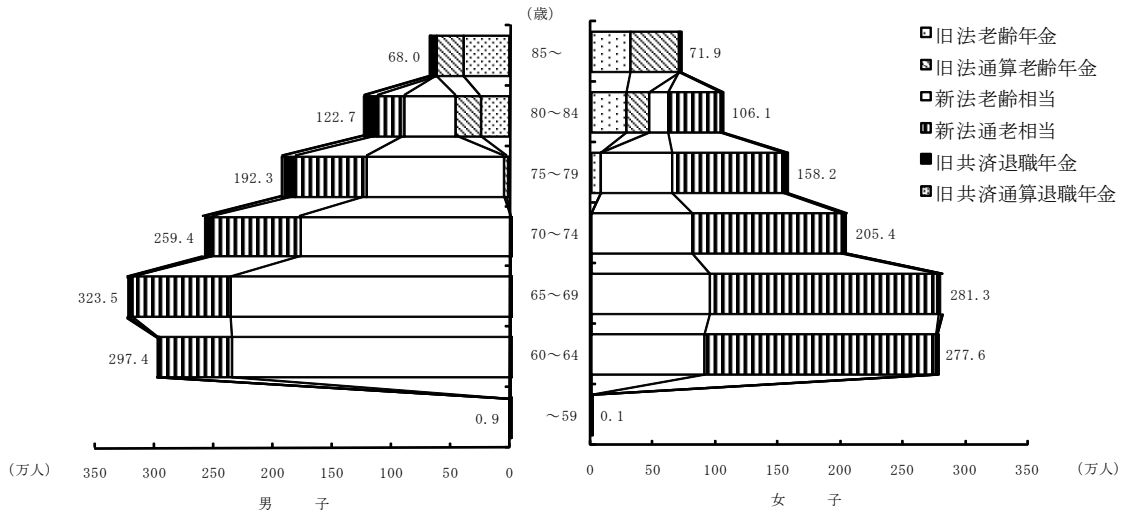
平成20年度末の厚生年金保険の受給権者を被保険者期間別にみると図10のとおりである。

男女別に被保険者期間を比較してみると、就業状況を反映して、男子の場合は41年以上42年未満

をピークとした山があるが、女子は被保険者期間が長いほど受給権者数が減少している。また、男女とも15年以上16年未満及び20年以上21年未満が前後の期間に比べて突出しているが、これは、老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が、被保険者期間が20年以上または中高齢特例の対象となる場合は40歳(女子は35歳)以上の被保険者期間が15年以上であるため、この要件を満たした後に直ちに退職した者が多数いるためと考えられる。

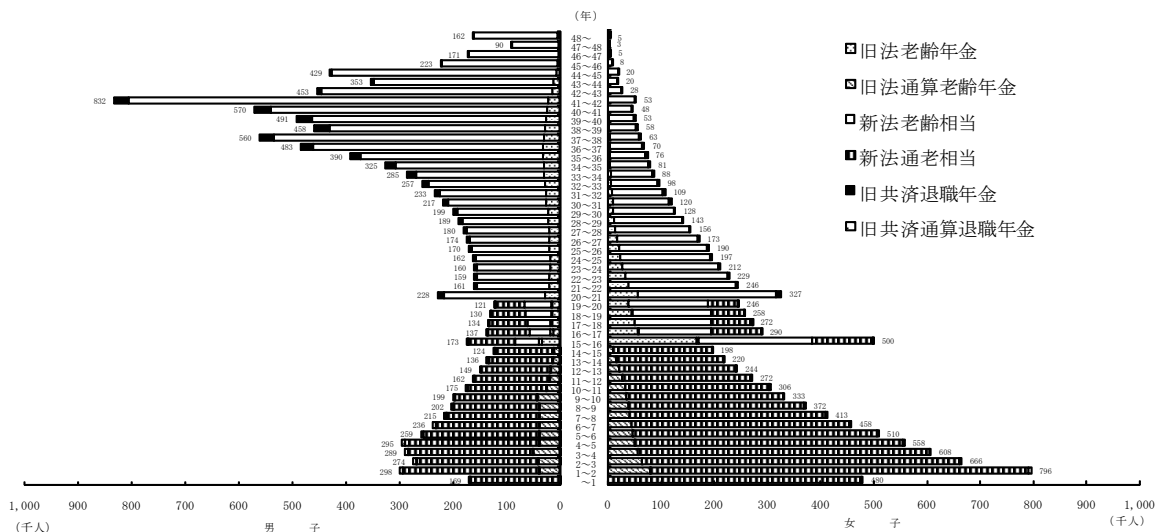
老齢(退職)年金の受給権者の平均被保険者期間は、男子が35年8か月(船員保険の加入期間は昭和61年3月以前については4/3倍、平成3年3月以前については6/5倍して計算している。)、女子が25年となっている。

図9 厚生年金保険 老齢給付年齢階級別受給権者数(平成20年度末現在)



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

図10 厚生年金保険 老齢給付被保険者期間別受給権者数(平成20年度末現在)



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

(3) 年金額

① 年金総額

平成20年度末現在における厚生年金保険の受給者の年金総額は24兆9,461億円で、内訳は旧法厚生年金保険が3兆5,630億円（年金総額の14.3%）、旧法船員保険が1,247億円（同0.5%）、新法厚生年金保険が20兆2,176億円（同81.0%）、旧共済組合が1兆408億円（同4.2%）となっている（表20）。また、年金総額を前年度末と比べると、全体で5,207億円（2.1%）の増加となっている（表21）。

受給者の年金総額の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が17兆6,885億円で年金総額の70.9%を占めており、通算老齢年金が2兆2,450億円（同9.0%）、障害年金が2,961億円（同1.2%）、遺族給付が4兆7,165億円（同18.9%）となっている（表20）。

厚生年金保険の受給者の年金総額を年金の種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が301億円（1.7%）増加、通算老齢年金が85億円（3.9%）増加、障害年金が13億円（0.4%）減少、遺族給付が1,372億円（3.0%）増加となっている（表22、図11）。

老齢給付の受給者数及び年金総額（基金代行支給分を含む。）の推移をみると、平成20年度末は前年度末と比較して132万人増加、3,859億円増加となっている（表17、表22）

平成20年度末現在における厚生年金保険の老齢給付について、老齢（退職）年金、通算老齢（退職）年金の受給者の年金総額は、それぞれ17兆6,885億円、2兆2,450億円、両者を合わせた老齢

給付合計では19兆9,335億円であり、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が2兆4,243億円（老齢給付年金総額の12.2%）、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が4,160億円（同2.1%）、旧法船員保険の老齢年金が864億円（同0.4%）、旧法船員保険の通算老齢年金が22億円（同0.0%）、新法厚生年金保険の老齢厚生年金が16兆1,618億円（同72.1%）——うち老齢相当14兆3,641億円（同72.1%）、通老相当1兆7,977億円（同9.0%）——、旧共済組合8,428億円（同4.2%）となっている（表23）。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付（基本手当）を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金と年金額との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて原則として賃金の1割相当の老齢厚生年金が支給停止となっている。平成20年度末現在、失業給付との調整に該当する受給権者数は6万3千人、支給停止年金総額は576億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は27万人、支給停止年金総額は333億円となっている（表24）。

表20 厚生年金保険 受給者年金総額（平成20年度末現在）

	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合計	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	24,243	9.7	864	0.3	143,641	57.6	8,137	3.3	176,885	70.9
通算老齢年金	4,160	1.7	22	0.0	17,977	7.2	291	0.1	22,450	9.0
障 害 年 金	817	0.3	42	0.0	2,037	0.8	65	0.0	2,961	1.2
遺 族 年 金	6,258	2.5	316	0.1	38,521	15.4	1,912	0.8	47,008	18.8
通算遺族年金	151	0.1	3	0.0	・	・	4	0.0	158	0.1
合 計	35,630	14.3	1,247	0.5	202,176	81.0	10,419	4.2	249,472	100.0

注 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

表21 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成10年度	67,913 (66,836)	2,111	115,692 (109,004)	12,410	198,126 (190,361)
11	64,991 (63,958)	2,038	125,541 (117,810)	12,065	204,634 (195,871)
12	61,815 (60,826)	1,954	135,618 (126,617)	11,631	211,018 (201,029)
13	58,562 (57,619)	1,872	144,828 (134,393)	11,165	216,428 (205,049)
14	55,292 (54,396)	1,789	156,198 (144,170)	14,211	227,491 (214,565)
15	51,558 (50,783)	1,691	167,231 (155,156)	13,492	233,971 (221,122)
16	48,199 (47,561)	1,598	173,573 (162,565)	12,824	236,195 (224,549)
17	44,928 (44,381)	1,508	182,308 (171,813)	12,190	240,934 (229,892)
18	41,699 (41,192)	1,418	188,287 (177,032)	11,528	242,932 (231,170)
19	38,636 (38,172)	1,332	193,314 (181,422)	10,971	244,254 (231,898)
20	35,630 (35,206)	1,247	202,176 (189,335)	10,408	249,461 (236,195)

注1. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

2. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

表22 厚生年金保険 給付の種類別受給者年金総額の推移（年度末現在）

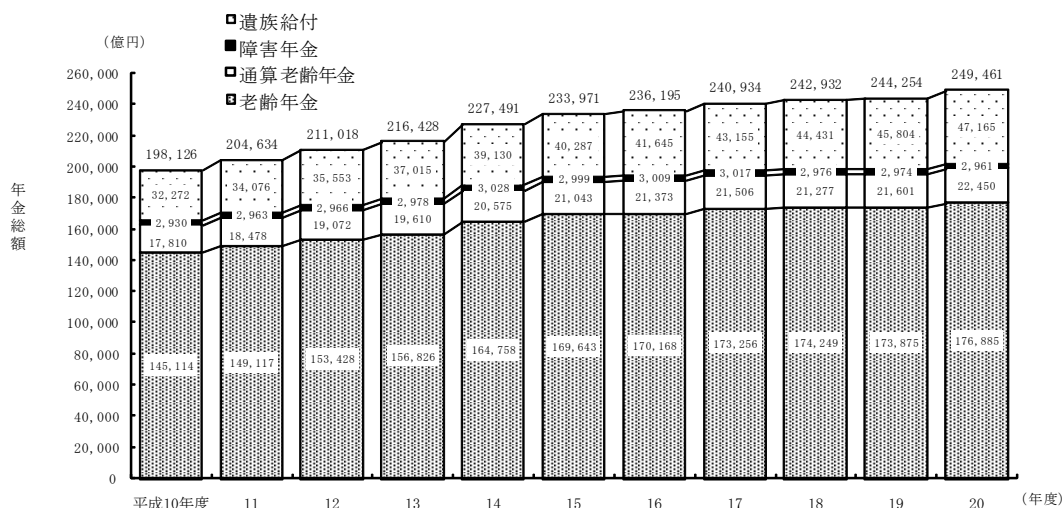
（単位：億円）

年 度	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成10年度	145,114 (137,822)	17,810 (17,336)	2,930	32,272	198,126 (190,361)
11	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)	2,963	34,076	204,634 (195,871)
12	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)	2,966	35,553	211,018 (201,029)
13	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)	2,978	37,015	216,428 (205,049)
14	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)	3,028	39,130	227,491 (214,565)
15	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	2,999	40,287	233,971 (221,122)
16	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	3,009	41,645	236,195 (224,549)
17	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	3,017	43,155	240,934 (229,892)
18	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	2,976	44,431	242,932 (231,170)
19	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	2,974	45,804	244,254 (231,898)
20	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	2,961	47,165	249,461 (236,195)

注1. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

2. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

図11 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）



注 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

② 平均年金月額

平成20年度末現在における厚生年金保険の老齢給付受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢（退職）年金が15万9千円（男子18万1千円、女子10万7千円）、通算老齢（退職）年金が5万7千円（男子6万8千円、女子5万円）となっている。

一方、平成20年度末現在における厚生年金保険の老齢（退職）年金の給付状況を受給権者についてみると、受給権者数は1,324万人、その平均年金月額は15万5千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は64万人（5.1%）増加し、平均年金月額は2,312円（1.5%）の減少となっている（表25）。

なお、60歳台前半の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢は、一般男子については平成13年度から平成25年度（女子は平成18年度から平成30年度）にかけて、3年に1歳ずつ段階的に引き上げられており、平成13年度以降の平均年金月額については、前年度以前のものとは単純に比較することはできない。

また、平成20年度末現在における厚生年金保険の障害年金受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する障害基礎年金の額を含めて10万5千円（1級が15万7千円、2級が12万円、3級が6万円）であり、遺族年金受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する遺族基礎年金の額を含めて8万9千円となっている。

表25 厚生年金保険 老齢年金受給権者数及び平均年金月額の推移（年度末現在）

年 度	旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金(老齢相当)		旧共済組合 退職(共済)年金 (退年相当)		合 計	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
平成10年度	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
11	2,502	163 (160)	56	234	5,225	178 (166)	435	204	8,217	175 (167)
12	2,378	163 (160)	53	236	5,728	179 (167)	420	206	8,580	176 (167)
13	2,261	163 (160)	51	236	6,292	178 (166)	410	205	9,014	176 (166)
14	2,142	162 (159)	48	237	6,899	174 (160)	397	205	9,486	173 (162)
15	2,023	162 (158)	46	238	7,537	173 (159)	539	185	10,145	172 (160)
16	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182	10,690	169 (159)
17	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179	11,167	165 (156)
18	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177	11,523	165 (156)
19	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175	11,984	162 (154)
20	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173	12,596	158 (149)
20	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172	13,236	155 (146)

注 () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

③ 年金月額階級別受給権者数

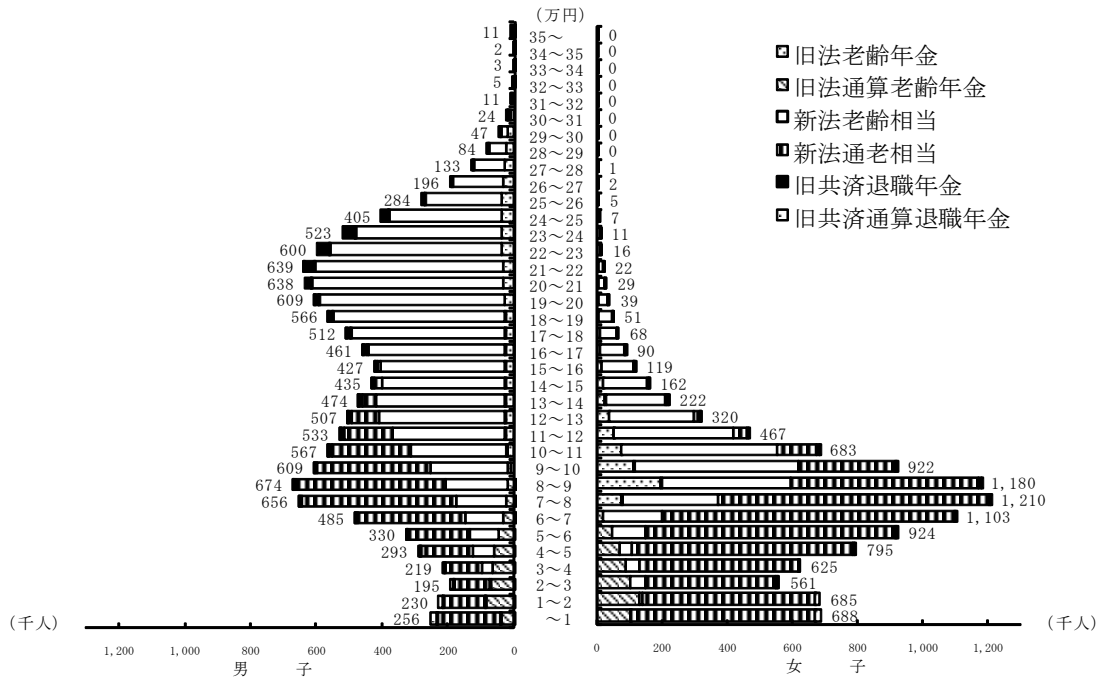
平成20年度末現在における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図12である。男子は、老齢年金（旧法老齢年金、新法老齢相当、旧共済組合の退職年金、退年相当の合計。）では、月額21万円台をピークにしたなだらかな分布となっており、一般的な所得額分布の形状とは異なっている。これは、高額部分については、標準報酬月額等級の頭打ちにより年金額が伸びないことと、年金額には被保険者期間のみ比例する定額部分・基礎年金があり、平均標準報酬月額が低い受給権者の年金額が底上げされることも要因であると考えられる。女子は月額8万円台が突出して多くなっている。

平成20年度末現在における厚生年金保険の老齢年金の受給権者で被保険者期間20年（旧法船員保

険分は15年）以上の者について年金月額階級別分布をみたものが図13、表26である。男子では月額20～25万円が32.0%を占めて最も多くなっている。女子では月額10～15万円が45.9%と半数近くを占めている。また、平均年金月額は男子が18万円、女子が11万2千円である。

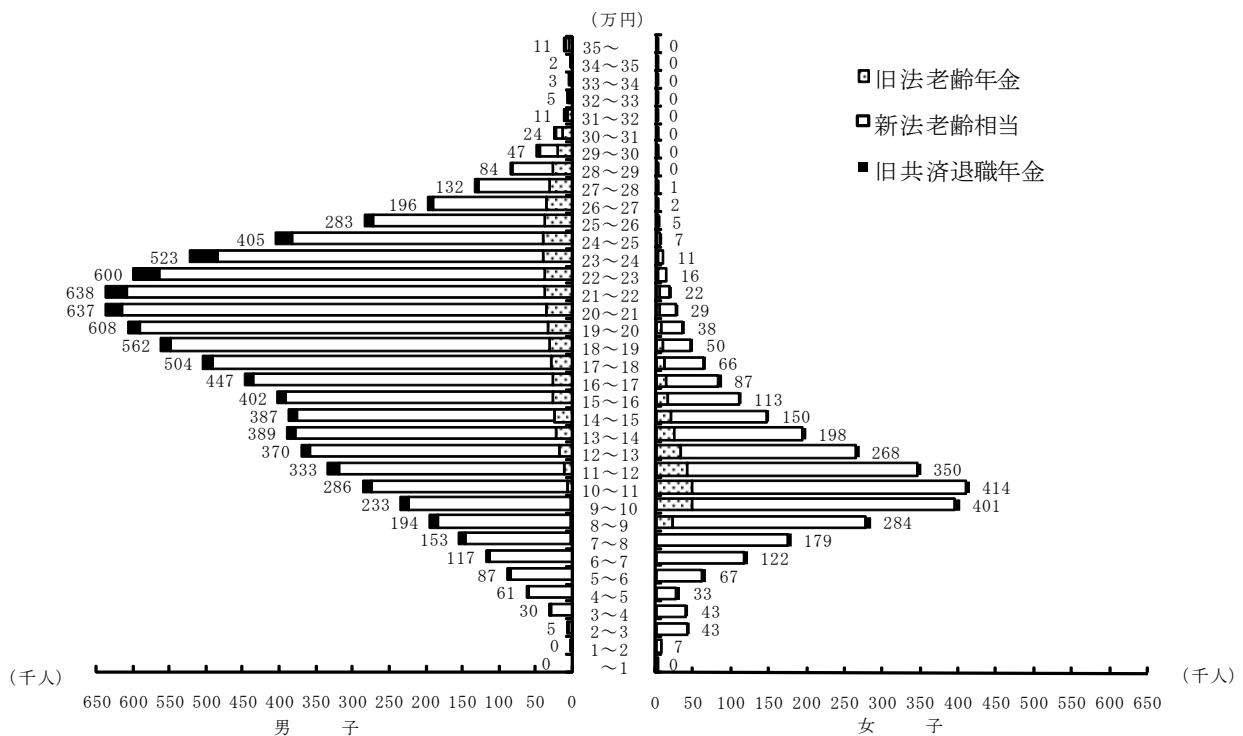
平成20年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金の受給権者で被保険者期間20年以上の者について、年金月額階級別の分布をみたものが図14、表27である。前述のとおり平成13年度から60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金における定額部分が段階的に引き上げられることにより、男子では月額5～10万円が最も多くなっており（43.9%）、女子は月額5万円未満が最も多くなっている（61.0%）。また、平均年金月額は男子が10万1千円、女子が5万1千円となっている。

図12 厚生年金保険 老齢給付年金月額階級別受給権者数（平成20年度末現在）



注1. 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。
 2. 旧共済退職年金及び通算退職年金には、新法旧共済退老相当及び通退相当を含んでいる。

図13 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別受給権者数
 （被保険者期間20年以上（平成20年度末現在））



注 旧法老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

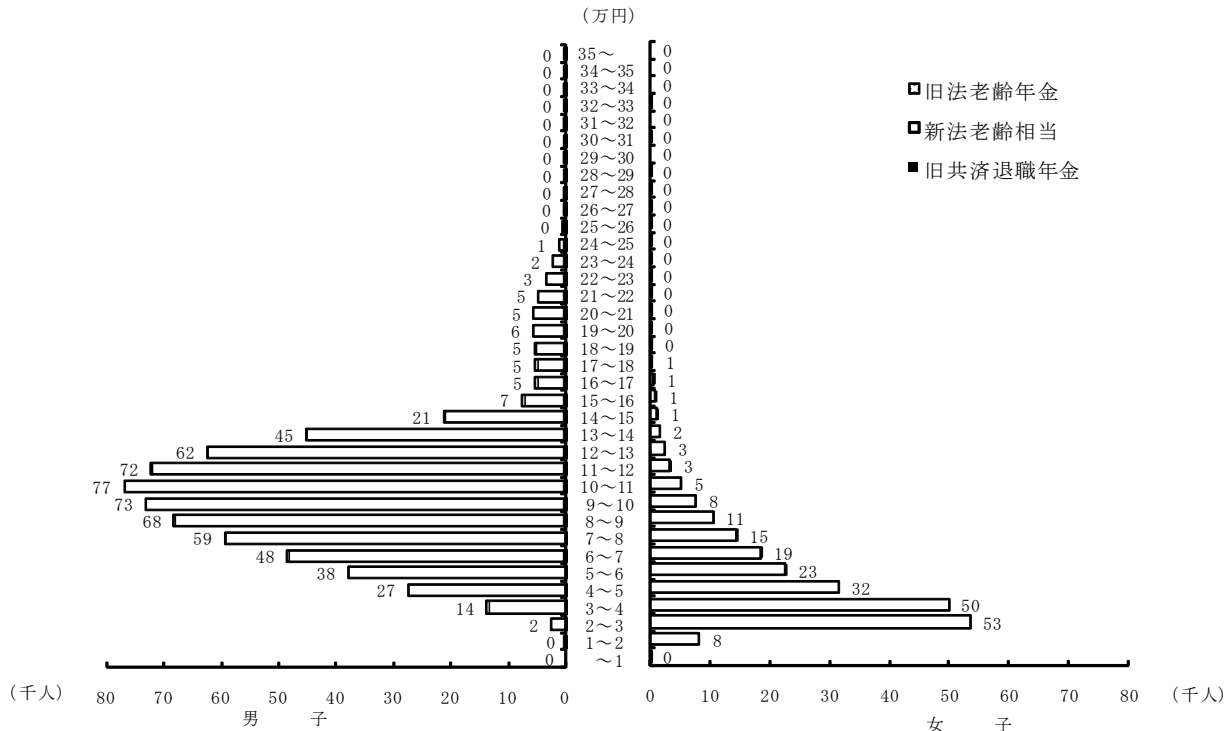
**表26 年金月額階級別状況
(平成20年度末現在)**

被保険者期間20年以上（老齢年金）					
年金月額		男 子		女 子	
		受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上	万円未満	千人	%	千人	%
～ 5		96	1.1	126	4.2
5 ～ 10		785	9.0	1,053	35.0
10 ～ 15		1,765	20.1	1,380	45.9
15 ～ 20		2,522	28.8	354	11.8
20 ～ 25		2,803	32.0	85	2.8
25 ～ 30		743	8.5	8	0.3
30 ～		56	0.6	0	0.0
計		8,769	100.0	3,007	100.0
平均年金月額		千円	—	千円	—
		180		112	

**表27 年金月額階級別状況
(平成20年度新規裁定)**

被保険者期間20年以上（老齢年金）					
年金月額		男 子		女 子	
		受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上	万円未満	千人	%	千人	%
～ 5		43	6.6	143	61.0
5 ～ 10		287	43.9	74	31.6
10 ～ 15		278	42.5	14	6.1
15 ～ 20		29	4.4	3	1.2
20 ～ 25		16	2.5	0	0.1
25 ～ 30		1	0.1	0	0.0
30 ～		0	0.0	0	0.0
計		654	100.0	235	100.0
平均年金月額		千円	—	千円	—
		101		51	

**図14 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別受給権者数
(被保険者期間20年以上（平成20年度新規裁定）)**



注 旧法老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

(4) 収支状況

平成20年度決算における年金特別会計厚生年金勘定の収支状況は、収入総額36兆4,217億円、支出総額36兆1,078億円で、収支差3,139億円が積立金に繰り入れられた。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月

に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年4月より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

年度末現在の積立金は、年金特別会計業務勘定からの繰入額85億円と合わせた預託残高と運用独

法への寄託金の合計額で約124.1兆円となっている。なお、運用独法の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成20年度末の時価ベースの積立金額は、約116.6兆円である。

また、平均利回りについては、平成20年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、0.58%であり、平成20年度の財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、△6.83%である。

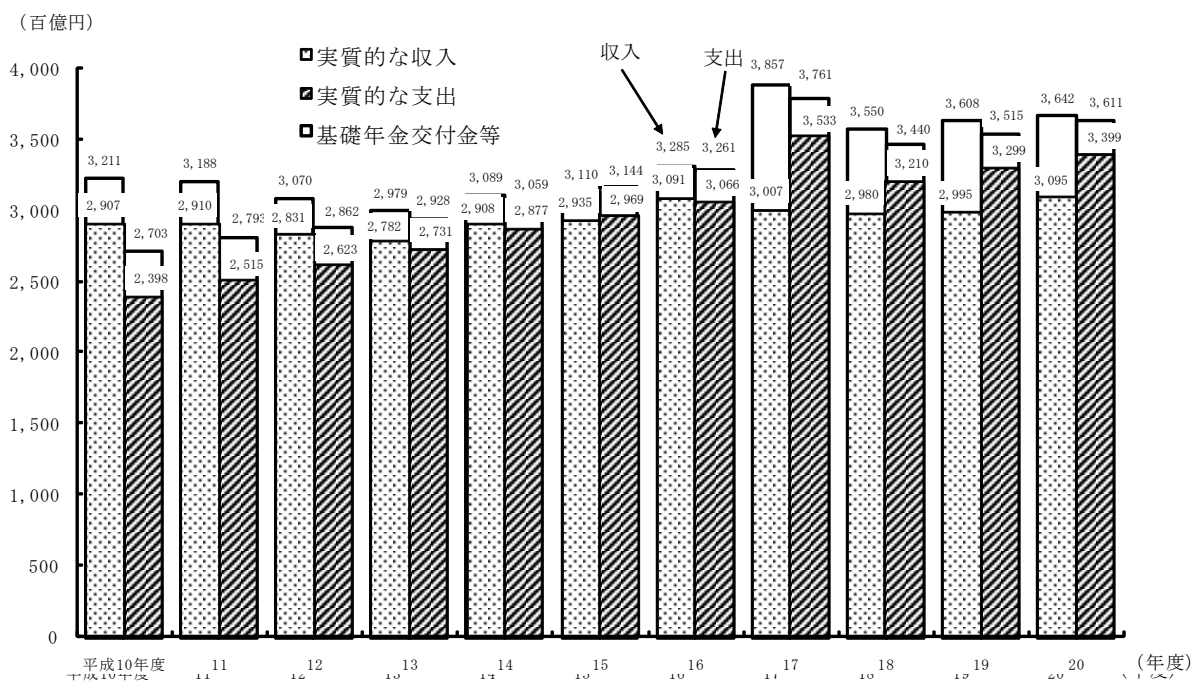
収入のうち、保険料収入は22兆6,905億円、一般会計からの受入は5兆4,323億円であり、支出のう

ち保険給付費は22兆6,870億円である。また、厚生年金勘定から基礎年金勘定への拠出金は13兆3,162億円であり、基礎年金勘定からの交付金は1兆8,797億円である。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が30兆9,480億円、実質的な支出総額が33兆9,860億円となっている。

収支状況の推移をみると、実質的な収支差は、平成17年度からマイナスとなっている（図15）。

図15 厚生年金保険 収支状況の推移（年度末現在）



4. 国民年金

(1) 被保険者の状況

前述のとおり、昭和61年4月から施行された国民年金法（新法）により、国民年金の強制適用が従来の自営業者等から厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者に拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展した。これにより、国民年金の適

用・給付の体系は大幅に変更された。

新法では国民年金の強制加入被保険者は第1号被保険者（自営業者等）、第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員であって、65歳以上の老齢給付受給権者でない者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者で20～59歳の者）の区分となり、任意加入被保険者は20

歳～59歳の被用者年金制度の老齢年金受給権者、60歳～64歳の自営業者等、20歳～64歳の在外邦人となった。なお、平成7年4月からは、昭和30年4月1日以前に生まれた者について、さらに平成17年4月からは、昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までの間に生まれた者についても、老齢基礎年金等の受給権を有しない者は受給権を得るまで65歳～69歳の間任意加入できることとなった。

一方、平成3年4月からは、それまで任意適用であった学生についても第1号被保険者として強制適用の対象となったが、平成12年4月からは、学生本人の所得が一定以下の場合、申請に基づいて国民年金の保険料の納付が猶予される学生の納付特例制度が創設された。さらに平成17年4月か

らは、30歳未満の本人の所得が一定以下の場合、申請に基づいて国民年金の保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度が創設された。

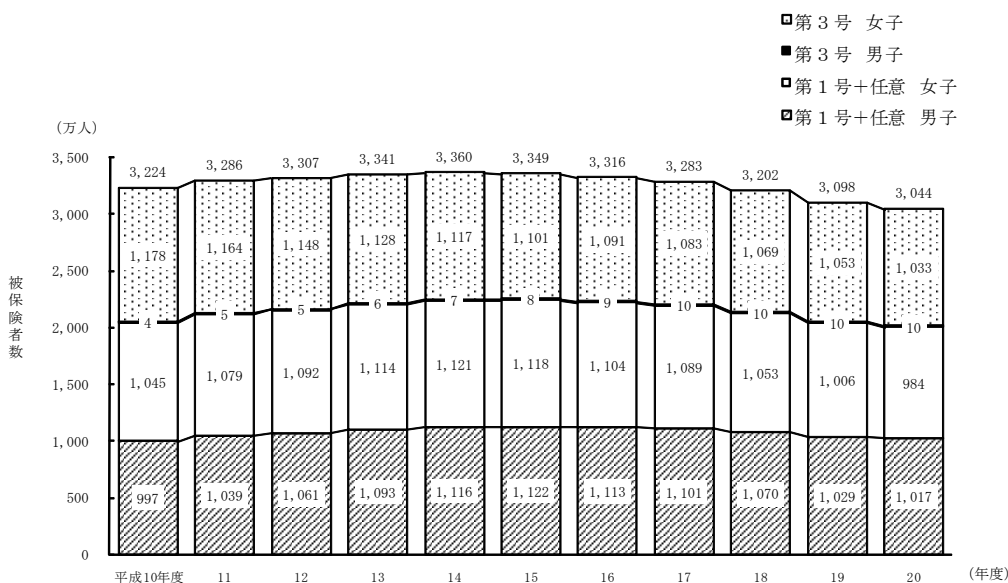
また、保険料負担能力に応じたきめ細かい免除制度構築を目的として、従来の全額免除制度に加え、平成14年4月より保険料の半額免除制度が導入され、さらに平成18年4月より保険料の3/4免除制度と1/4免除制度が導入された。

表28 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年度	合 計			第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
平成10年度	32,244	10,015	22,229	20,112	9,900	10,212	314	73	241	11,818	43	11,775
11	32,861	10,436	22,426	20,878	10,316	10,561	298	71	226	11,686	48	11,639
12	33,068	10,666	22,402	21,247	10,542	10,705	291	72	218	11,531	52	11,479
13	33,408	10,990	22,418	21,775	10,856	10,919	299	76	223	11,334	57	11,277
14	33,604	11,227	22,377	22,064	11,077	10,988	304	79	224	11,236	70	11,166
15	33,494	11,297	22,197	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014
16	33,163	11,221	21,941	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905
17	32,826	11,106	21,720	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827
18	32,019	10,794	21,225	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690
19	30,981	10,392	20,589	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528
20	30,443	10,274	20,169	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333

図16 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



① 被保険者数

平成20年度末現在における被保険者数は、第1号被保険者が1,966万人（男子1,007万人、女子959万人）、第2号被保険者（65歳以上の老齢給付受給権者を含む）は3,892万人（男子2,528万人、女子1,363万人）、第3号被保険者が1,044万人（男子10万人、女子1,033万人）、任意加入被保険者が35万人（男子10万人、女子24万人）で、第2号被保険者を除く合計は3,044万人、第2号被保険者を含めた公的年金の被保険者数は6,936万人となっている。

第2号被保険者を除く被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入を含む）は54万人（1.7%）、第3号被保険者は19万人（1.8%）の減少となっている（表28、図16）。

平成20年度末現在における保険料全額免除者数は521万人（法定免除者数114万人、申請全額免除者数204万人、学生納付特例者数165万人、若年納付猶予者数37万人）となり、全額免除割合（第1号被保険者数に対する免除者数の比）は26.5%（法定免除5.8%、申請全額免除10.4%、学生納付特例8.4%、若年者納付猶予1.9%）で、前年度末と比較して0.7ポイント上昇している（表29、第図17）。

平成20年度末における保険料申請一部免除者数は52万人で、前年度末に比べて2万人減少している。第1号被保険者に占める割合は2.6%で、前年

度末に比べて0.1ポイント減少している。

② 保険料の納付状況

第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）の減少及び全額免除者数の割合の増加等により、平成20年度中に納付された現年度分保険料は約1億873万月分と、前年度に比べ735万月（6.3%）の減少となっている。この結果、平成20年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は1億1,817万月分となり、前年度の1億2,648万月から831万月（6.6%）の減少となっている。一方、平成20年度中に納付された過年度分保険料は944万月分と、前年度に比べ95万月（9.2%）の減少となっている。

また、平成20年度の現年度分保険料の納付率については、納付月数が前年度から735万月分（6.3%）減少し、納付対象月数が前年度から631万月分（3.5%）減少した結果、納付率は62.1%となり、前年度の63.9%から1.9ポイントの低下となっている（表30、図18）。

過年度分保険料を含めた納付率の年度推移は、平成18年度分保険料については70.8%、平成19年度分保険料については66.7%となり、前年度末と比較してそれぞれ1.7ポイントの伸び、2.8ポイントの伸びとなっている（表31）。

表29 保険料全額免除者数、申請一部免除者数及び納付率の推移（年度末現在）

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（%）					保険料申請一部免除者数（千人）				申請一部免除割合（%）	納付率（%）
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	申請（3/4）免除	申請（半額）免除	申請（1/4）免除		
平成10年度	4,865	900	3,098 (867)	•	•	19.9	4.5	15.4	•	•	•	•	•	•	•	76.6
11	5,342	932	3,496 (914)	•	•	21.2	4.5	16.7	•	•	•	•	•	•	•	74.5
12	5,045	957	2,741 (1,348)	1,348	•	17.4	4.5	12.9	6.3	•	•	•	•	•	•	73.0
13	5,235	990	2,770	1,476	•	24.0	4.5	12.7	6.8	•	•	•	•	•	•	70.9
14	4,002	1,028	1,437	1,537	•	18.1	4.7	6.5	7.0	•	344	•	344	•	1.6	62.8
15	4,388	1,062	1,649	1,676	•	19.9	4.8	7.5	7.6	•	378	•	378	•	1.7	63.4
16	4,582	1,093	1,762	1,728	•	21.0	5.0	8.1	7.9	•	414	•	414	•	1.9	63.6
17	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	1.6	533	•	533	•	2.5	67.1
18	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	1.8	556	264	213	79	1.0	66.3
19	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	1.8	535	270	187	78	2.7	63.9
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	267	175	77	2.6	62.1

注1. 保険料全額免除者とは、法定免除者、申請（全額）免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者をいう。

2. 全額免除割合とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合（%）である。

3. 申請一部免除割合は、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合（%）である。

4. 保険料全額免除者数、全額免除割合、申請一部免除者数及び申請一部免除割合は年度末現在、納付率は年度の数値である。

5. 「納付率」は、平成13年度以前は「検認率」である。

6. () 内は、学生の申請免除者数（再掲）である。

図17 国民年金 保険料免除割合の推移 (年度末現在)

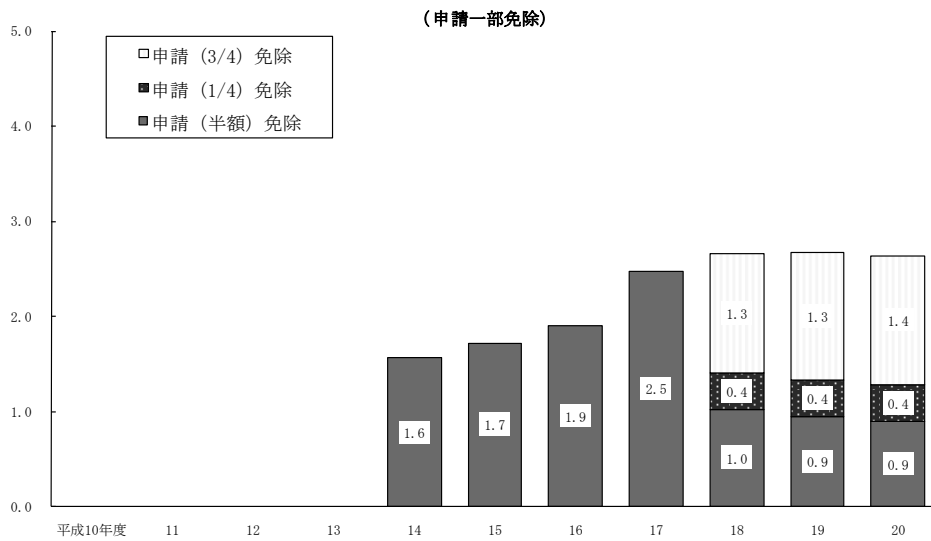
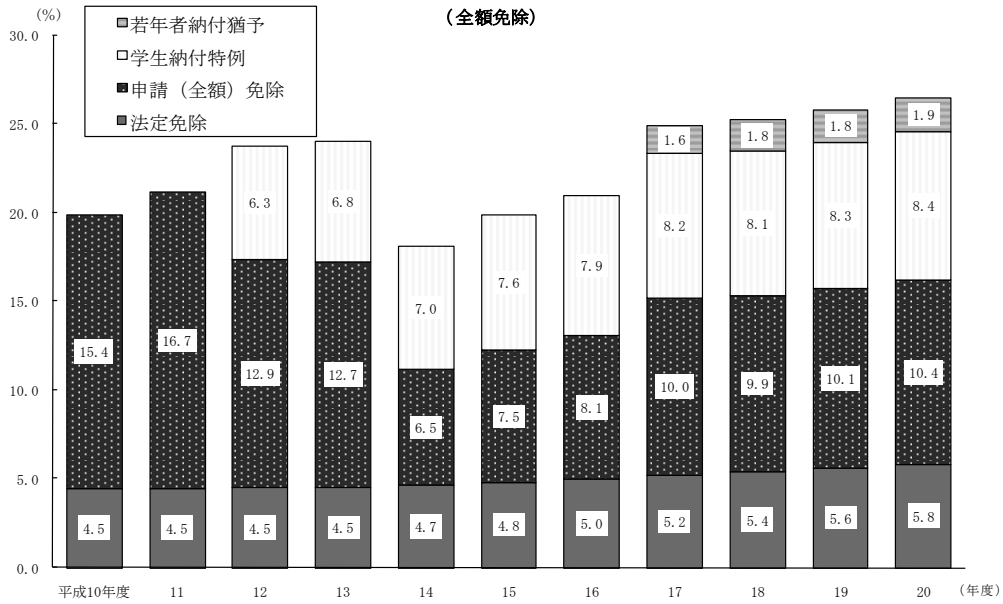
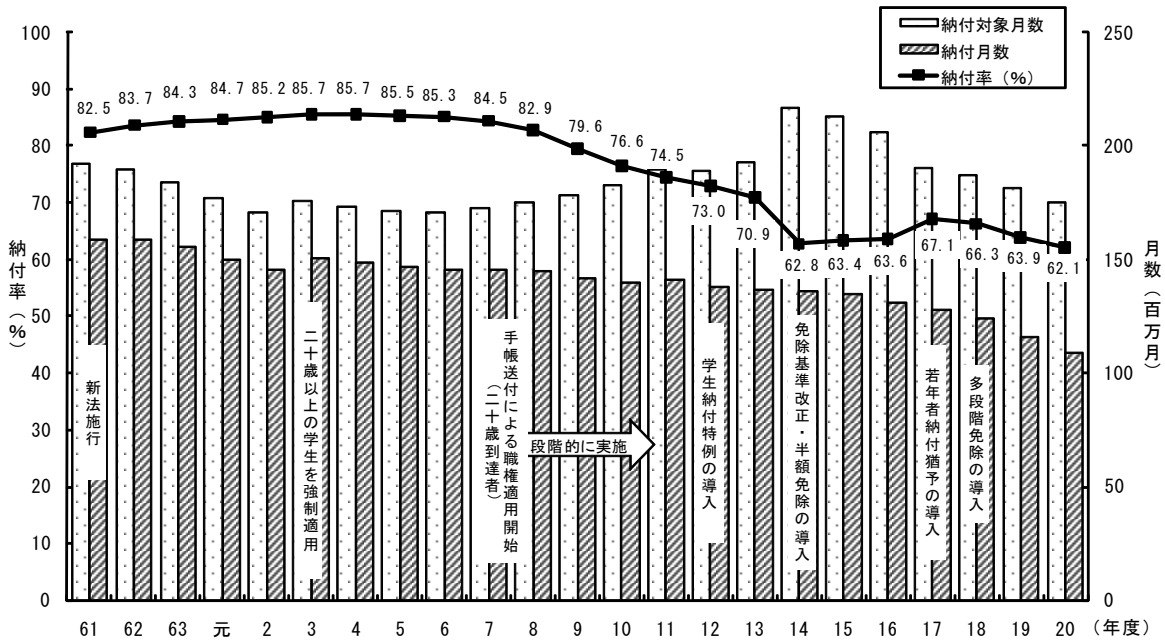


表30 納付対象月数及び納付月数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
納付対象月数	20,613 (△ 3.1)	19,060 (△ 7.5)	18,701 (△ 1.9)	18,153 (△ 2.9)	17,522 (△ 3.5)
納付月数	13,111 (△ 2.8)	12,793 (△ 2.4)	12,396 (△ 3.1)	11,609 (△ 6.4)	10,873 (△ 6.3)

注 納付対象月数及び納付月数の () 内数値は前年度比 (%) である。

図18 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移



注 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数、学生納付特例月数、若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

表31 納付率の年度推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
平成16年度分保険料	63.6	66.3	68.2		
		(2.7)	(2.0)		
平成17年度分保険料		67.1	70.7	72.4	
			(3.6)	(1.8)	
平成18年度分保険料			66.3	69.0	70.8
				(2.8)	(1.7)
平成19年度分保険料				63.9	66.7
					(2.8)
平成20年度分保険料					62.1

注1 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であるため、例えば平成18年度分保険料の最終納付率は、平成20年度の欄の「70.8%」となる。

注3 () 内は前年度からの伸びである。

③ 資格取得の状況

第1号被保険者のうち平成20年度の資格取得者は、全体の27.0%となっている。第1号被保険者の資格取得者においては、離職等により、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が多くなっている(表32)

度以降、20歳台後半及び50歳台前半の割合が減少傾向にある。(図19、表33)。

年齢階級別に保険料の納付状況をみると、若年層は納付率が低調であり、高年層になるにしたがって納付率は高くなる傾向にある。前年度の納付率と比べると、すべての年齢階級において納付率が低下している(図20)。

④ 年齢階級別の状況

第1号被保険者の年齢構成をみると、平成14年

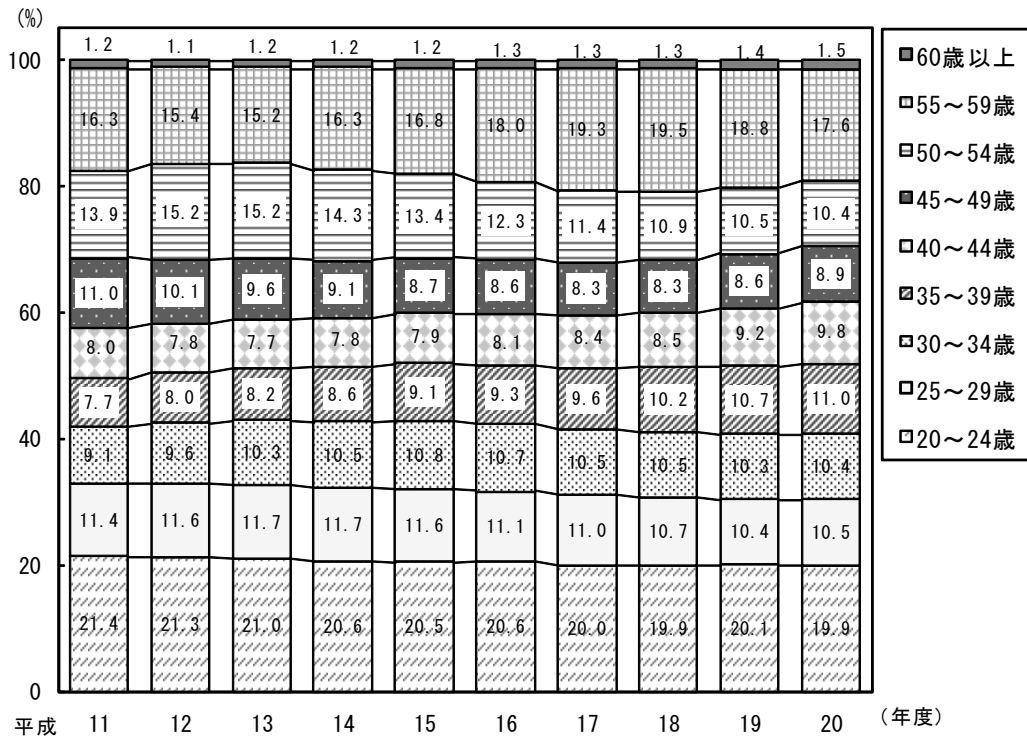
表32 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：千人)

年度	被保険者数 (年度末)	資格 取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号 からの 移行者	第3号 からの 移行者	20歳 到達者	うち手帳 送付者	うち資格 取得届出者
平成16年度	22,170	5,396	24.3	3,096	799	1,288	631	657
17	21,903	5,185	23.7	3,031	768	1,229	620	609
18	21,230	5,329	25.1	3,205	749	1,179	595	585
19	20,354	5,408	26.6	3,316	726	1,141	577	564
20	20,007	5,402	27.0	3,341	728	1,111	560	551

注 資格取得者には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

図19 第1号被保険者の年齢構成の推移 (年度末現在)



注 第1号被保険者に任意加入者を含んだ割合となっている。

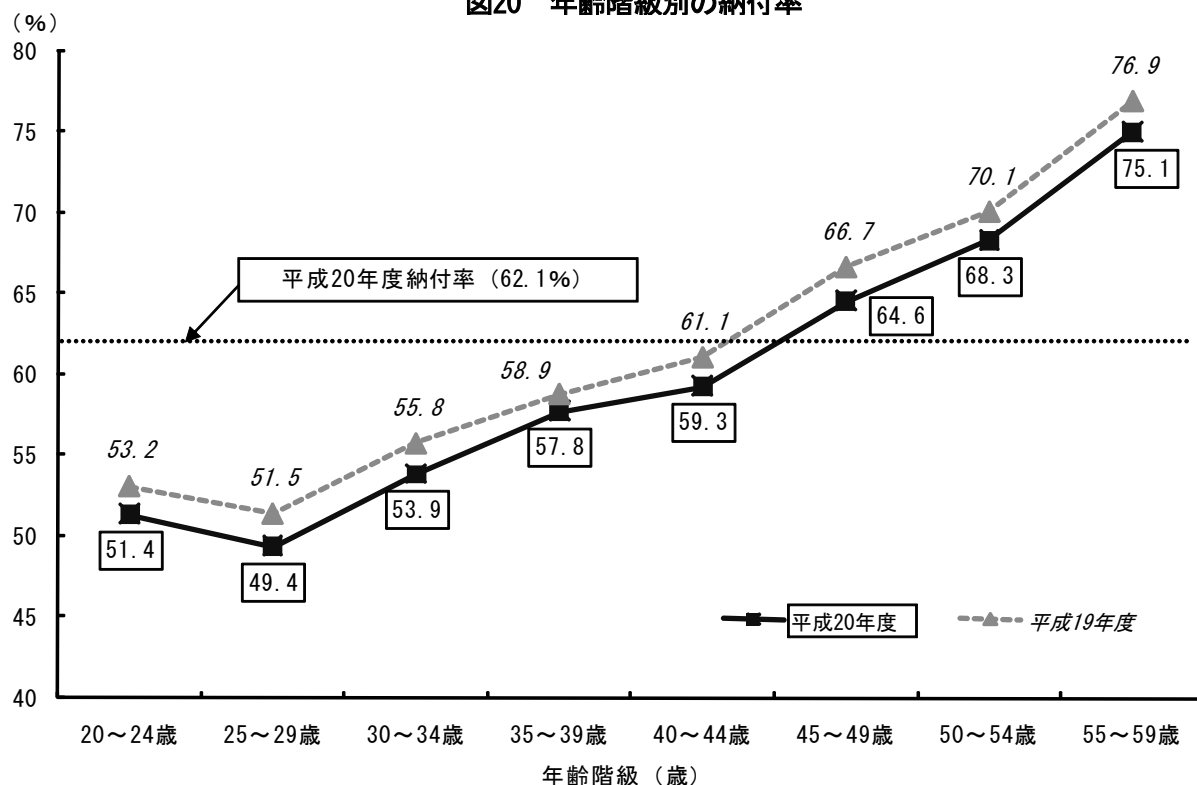
表33 年齢階級別第1号被保険者数の推移

(各年度末現在、単位：万人)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
第1号被保険者 (任意加入含む)	2,043	2,118	2,154	2,207	2,237	2,240	2,217	2,190	2,123	2,035	2,001
20～24歳	436	452	460	463	460	459	456	438	424	409	399
25～29歳	217	241	250	258	261	259	246	242	227	212	211
30～34歳	175	193	207	228	235	242	237	231	222	210	208
35～39歳	152	163	172	181	193	205	207	211	218	218	221
40～44歳	168	170	167	170	175	177	180	185	181	187	195
45～49歳	253	233	217	212	203	196	191	183	177	175	178
50～54歳	279	295	327	335	320	300	272	250	232	213	207
55～59歳	336	345	331	335	364	375	399	423	415	383	352
60歳以上	26	25	25	25	26	28	29	28	27	29	30
平均年齢(歳)	40.0	39.8	39.7	39.6	39.7	39.6	39.7	40.0	40.0	39.9	39.7

注 抽出統計調査(抽出率1/100)による数値である。

図20 年齢階級別の納付率



⑤ 納付率の変化要因

平成19年度から20年度の納付率(現年度分)の変化(1.9ポイント低下)について、要因ごとの影響をみると、主な要因として次のとおりとなっている(表34、図21)。

○平成19年度のみ納付対象月がある者による影

響(約0.5ポイント上昇)

○両年度とも納付対象月数がある者による影響(約0.3ポイント低下)

○平成20年度のみ納付対象月がある者による影響(約2.0ポイント低下)

図21 被保険者属性別の納付対象月等の変化の状況

平成19年度の状況		平成20年度の状況	
1号資格喪失者 (納付率 66.5%)	19年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 81.9% (納付対象月 470万月)	納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層) 納付率 64.2% (納付対象月 1億2,730万月)
	その他の資格喪失した者 (19年度中に2号に移行した者等) 納付率 61.6% (納付対象月 1,490万月)		
19年度は納付対象月があり、20年度は全額免除の者 (納付率 23.3%)	20年度末は申請全額免除者 納付率 23.1% (納付対象月 150万月)	両年度とも納付対象月がある者 (納付率 64.1%)	20年度中に60歳に到達した者 納付率 82.3% (納付対象月 470万月)
	その他(20年度末学生納付特例者等) 納付率 23.5% (納付対象月 180万月)		その他(この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等) 納付率 59.9% (納付対象月 2,230万月)
両年度とも納付対象月がある者 (納付率 64.5%)	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層) 納付率 64.5% (納付対象月 1億2,770万月)	納付対象月がある者	19年度全額免除だった者のうち20年度に納付対象者であったもの (納付率 30.6%)
	20年度中に60歳に到達した者 納付率 81.0% (納付対象月 830万月)		19年度末は申請全額免除者 納付率 23.0% (納付対象月 230万月)
	その他(この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等) 納付率 58.3% (納付対象月 2,260万月)		その他(19年度学生納付特例者等) 納付率 36.2% (納付対象月 300万月)
		新規資格取得者 (納付率 52.3%)	20歳に到達した者(注1) 納付率 46.8% (納付対象月 280万月)
			2号から1号になった者 納付率 59.5% (納付対象月 760万月)
			3号から1号になった者 納付率 75.3% (納付対象月 240万月)
			その他(注2) 納付率 19.5% (納付対象月 280万月)

注1 20歳に到達した者について、手帳送付者の納付率が24.7% (納付対象月 170万月)、それ以外の者の納付率は78.9% (納付対象月 110万月) となっている。

注2 「その他」には、2号から1号になった者で届出の提出がないため職権適用を行った者等が含まれている。

表34 納付率変化の属性別影響度

		影響度	
総数		△ 1.9	
19年度のみ納付対象月がある者	19年度中に資格を喪失した者	△ 0.3	0.5
	19年度中に60歳到達	△ 0.5	
	その他19年度中喪失	0.2	
	19年度は納付対象月があり、20年度は免除の者	0.8	
	申請免除者 学生納付特例者等	0.4 0.4	
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き対象月あり	△ 0.2	△ 0.3
	20年度中60歳到達	△ 0.3	
	その他(この2年間に資格喪失・取得を行った者等)	0.2	
20年度のみ納付対象月がある者	19年度は免除者で20年度に納付対象月がある者	△ 1.0	△ 2.0
	申請免除者	△ 0.5	
	学生納付特例等	△ 0.5	
	新規資格取得者	△ 1.0	
	20歳到達	△ 0.3	
	2号から1号となった者	△ 0.2	
	3号から1号となった者	0.2	
その他(注2)	△ 0.7		

注1：掲載の数値は四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

注2：「その他」には、2号から1号となった者で届出の提出がないため職権適用を行った者等が含まれている。

⑥ 都道府県別の納付状況

平成20年度中に納付された現年度分保険料の納

付状況を都道府県別にみると、納付率は、全ての都道府県で低下している。(表35)。

表35 都道府県別の納付状況

都道府県	平成20年度分 (現年度分)						過年度の納付率及び伸び			
	納付対象 月数 (千月)		納付月数 (千月)		納付率(%)		平成19年度分 (前年度分)		平成18年度分 (前々年度分)	
		対前年度比 (%)		対前年度比 (%)		対前年度差 (%)	納付率(%)	対前年度 伸び(%)	納付率(%)	対前年度 伸び(%)
北海道	7,214	△ 2.3	4,337	△ 5.9	60.1	△ 2.3	66.0	3.5	71.2	1.5
青森県	2,116	△ 5.3	1,269	△ 8.1	60.0	△ 1.8	64.9	3.1	68.9	1.5
岩手県	1,748	△ 4.3	1,254	△ 6.9	71.7	△ 2.0	77.1	3.4	80.3	1.7
宮城県	3,362	△ 3.2	2,018	△ 6.6	60.0	△ 2.2	65.4	3.2	69.6	1.7
秋田県	1,395	△ 4.1	1,028	△ 7.1	73.7	△ 2.3	79.0	3.0	82.9	1.3
山形県	1,512	△ 4.5	1,114	△ 6.1	73.7	△ 1.2	77.9	3.0	80.4	1.6
福島県	2,624	△ 4.3	1,711	△ 7.2	65.2	△ 2.0	70.1	2.9	72.9	1.5
茨城県	4,707	△ 4.2	2,781	△ 7.1	59.1	△ 1.8	63.3	2.4	66.9	1.5
栃木県	3,010	△ 4.4	1,823	△ 7.0	60.6	△ 1.7	64.8	2.5	67.9	1.4
群馬県	3,021	△ 3.9	2,001	△ 7.0	66.2	△ 2.2	71.1	2.7	73.6	1.3
埼玉県	10,669	△ 2.7	6,299	△ 5.8	59.0	△ 1.9	63.6	2.6	67.9	2.0
千葉県	9,193	△ 3.6	5,459	△ 6.5	59.4	△ 1.8	63.8	2.6	68.0	1.8
東京都	21,477	△ 2.4	12,393	△ 4.9	57.7	△ 1.5	62.3	3.1	66.5	2.4
神奈川県	12,616	△ 2.6	7,588	△ 5.5	60.1	△ 1.8	64.8	2.8	69.0	2.2
新潟県	2,909	△ 3.8	2,166	△ 5.8	74.5	△ 1.6	79.0	2.9	82.2	1.2
富山県	1,235	△ 4.6	901	△ 6.6	73.0	△ 1.6	77.2	2.6	79.8	1.5
石川県	1,425	△ 5.8	1,043	△ 7.5	73.2	△ 1.3	77.1	2.6	80.2	1.5
福井県	950	△ 5.1	703	△ 7.1	74.0	△ 1.6	78.3	2.7	81.0	1.3
山梨県	1,237	△ 4.0	874	△ 7.1	70.7	△ 2.3	75.7	2.7	77.8	1.3
長野県	2,786	△ 3.1	1,988	△ 6.6	71.3	△ 2.7	76.6	2.6	81.0	1.3
岐阜県	2,884	△ 4.9	2,059	△ 7.1	71.4	△ 1.7	75.1	2.0	78.7	0.9
静岡県	5,224	△ 3.2	3,426	△ 6.7	65.6	△ 2.5	70.4	2.4	74.4	1.2
愛知県	10,003	△ 3.2	6,445	△ 6.1	64.4	△ 2.0	68.6	2.2	72.0	1.4
三重県	2,423	△ 4.4	1,674	△ 6.9	69.1	△ 1.9	73.1	2.1	76.8	1.3
滋賀県	1,682	△ 3.6	1,162	△ 5.9	69.1	△ 1.7	73.2	2.4	76.4	1.3
京都府	3,491	△ 3.7	2,193	△ 6.6	62.8	△ 1.9	67.1	2.3	70.0	1.3
大阪府	12,314	△ 3.4	6,499	△ 6.4	52.8	△ 1.7	57.7	3.2	62.2	2.2
兵庫県	6,939	△ 3.9	4,243	△ 6.6	61.2	△ 1.8	65.7	2.8	70.3	1.9
奈良県	1,880	△ 4.3	1,238	△ 6.3	65.9	△ 1.4	69.5	2.3	72.9	1.4
和歌山県	1,428	△ 6.9	1,018	△ 7.2	71.3	△ 0.3	74.1	2.5	76.0	1.3
鳥取県	677	△ 2.8	476	△ 6.4	70.2	△ 2.7	76.0	3.1	79.6	1.3
島根県	736	△ 5.3	558	△ 7.4	75.9	△ 1.7	80.4	2.8	83.4	1.2
岡山県	2,142	△ 3.0	1,378	△ 7.0	64.4	△ 2.7	70.1	3.0	74.5	1.7
広島県	3,424	△ 3.7	2,251	△ 6.3	65.7	△ 1.8	70.3	2.7	73.8	1.5
山口県	1,587	△ 5.6	1,121	△ 7.0	70.6	△ 1.1	74.6	2.9	77.0	1.3
徳島県	981	△ 4.4	635	△ 7.1	64.7	△ 1.9	69.1	2.5	73.5	1.2
香川県	1,140	△ 5.0	810	△ 7.2	71.0	△ 1.7	75.4	2.8	80.4	1.2
愛媛県	1,759	△ 4.2	1,237	△ 7.8	70.4	△ 2.7	75.3	2.2	78.9	0.9
高知県	959	△ 5.6	640	△ 7.8	66.7	△ 1.6	71.4	3.1	76.1	1.5
福岡県	5,864	△ 3.7	3,587	△ 6.9	61.2	△ 2.0	65.8	2.6	70.7	1.4
佐賀県	1,098	△ 4.2	735	△ 6.7	66.9	△ 1.8	71.9	3.2	75.9	1.6
長崎県	1,981	△ 3.4	1,139	△ 7.0	57.5	△ 2.2	62.5	2.8	66.9	1.6
熊本県	2,571	△ 4.2	1,621	△ 6.7	63.0	△ 1.7	67.8	3.0	72.1	1.7
大分県	1,210	△ 5.4	826	△ 6.7	68.2	△ 1.0	71.8	2.5	73.3	1.3
宮崎県	1,511	△ 5.1	942	△ 6.6	62.3	△ 1.0	66.6	3.3	69.2	1.6
鹿児島県	1,987	△ 2.2	1,213	△ 6.6	61.0	△ 2.9	66.5	2.6	71.2	1.4
沖縄県	2,121	△ 1.2	852	△ 7.3	40.2	△ 2.6	46.7	3.8	53.1	1.8
全 国	175,222	△ 3.5	108,731	△ 6.3	62.1	△ 1.9	66.7	2.8	70.8	1.7

(2) 受給(権)者数

新法の国民年金の給付は、全国民に共通の基礎年金(老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金)と第1号被保険者の独自給付である付加年金、寡婦年金、死亡一時金、特別一時金及び脱退一時金となっている。なお、旧法の福祉年金は、昭和61年4月に障害福祉年金が障害基礎年金に、母子福祉年金及び準母子福祉年金が遺族基礎年金に裁定替えされ、老齢福祉年金のみが引き続き支給されている。

① 受給者数

平成20年度末現在における国民年金(老齢福祉年金を含まない。)の受給者数は2,695万人で、旧法拠出制年金の受給者が364万人(受給者の13.5%)、基礎年金受給者が2,331万人(同86.5%)となっている。前年度末と比べると、受給者全体では102万人(3.9%)の増加、旧法・新法別にみると、旧法拠出制年金が30万人(7.6%)の減少であるのに対し、基礎年金が132万人(6.0%)の増加となっている。

受給者の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が2,393万人(受給者の88.8%)、通算老齢年金(旧法)が125万人(同4.6%)、障害年金が165万人(同6.1%)、遺族年金が12万人(同0.5%)となっている(表36、図22)。前年度末と比較すると、老齢年金が106万人(4.6%)、障害年金が3万人(2.1%)の増加となっているが、通算老齢年金(旧法)が6万人(4.7%)、遺族年金が3千人(2.4%)の減少となっている(表37)。

(旧法拠出制)

平成20年度末における旧法拠出制年金の受給者は364万人で、この内訳は、老齢年金が227万人(旧法拠出制年金受給者の62.4%)、通算老齢年金が125万人(同34.4%)、障害年金が10万人(同2.7%)、遺族年金(母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計)が2万人(同0.5%)となっている。

平成20年度末における老齢年金受給者のうち、5年年金(国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50~54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金)の受給者は5万人(老齢年金受給者の2.4%)となっている。また、5年年金以外の年金の受給者は222万人(同97.9%)となっている。

(基礎年金)

平成20年度末現在における基礎年金の受給者は2,331万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,166万人(基礎年金受給者の92.9%)、障害基礎年金が155万人(同6.7%)、遺族基礎年金が10万人(同0.4%)となっている。

平成20年度末現在における基礎年金の受給者を前年度末と比べてみると、老齢基礎年金が129万人(6.3%)、障害基礎年金が4万人(2.6%)の増加、遺族基礎年金が3千人(2.4%)の減少となっている。

表36 国民年金 受給者数(平成20年度末現在)

	旧法拠出制年金		基礎年金		合計		(再)基礎のみ・旧国年	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	2,272	62.4	21,657	92.9	23,928	88.8	8,764	76.1
5 年 年 金 以 外	2,224	61.1	21,657	92.9	23,880	88.6	8,716	75.7
繰 上 げ 分	1,516	41.7	3,536	15.2	5,052	18.7	3,932	34.2
本 来 分	703	19.3	17,873	76.7	18,576	68.9	4,689	40.7
繰 下 げ 分	5	0.1	247	1.1	252	0.9	95	0.8
5 年 年 金	48	1.3	・	・	48	0.2	48	0.4
通 算 老 齢 年 金	1,250	34.4	・	・	1,250	4.6	1,250	10.9
障 害 年 金	96	2.7	1,551	6.7	1,648	6.1	1,444	12.5
遺 族 年 金	20	0.5	104	0.4	123	0.5	51	0.4
合 計	3,638	100.0	23,311	100.0	26,949	100.0	11,509	100.0

注 「基礎のみ・旧国年」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

図22 国民年金 受給者数の推移（年度末現在）

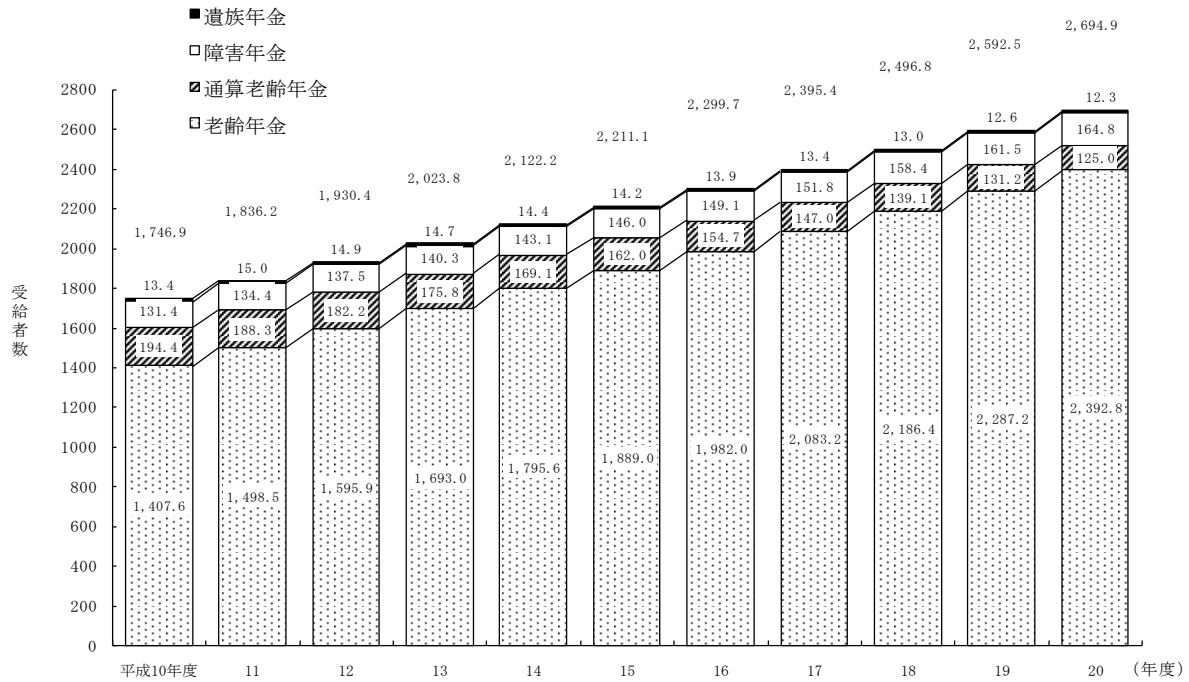


表37 国民年金 受給者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

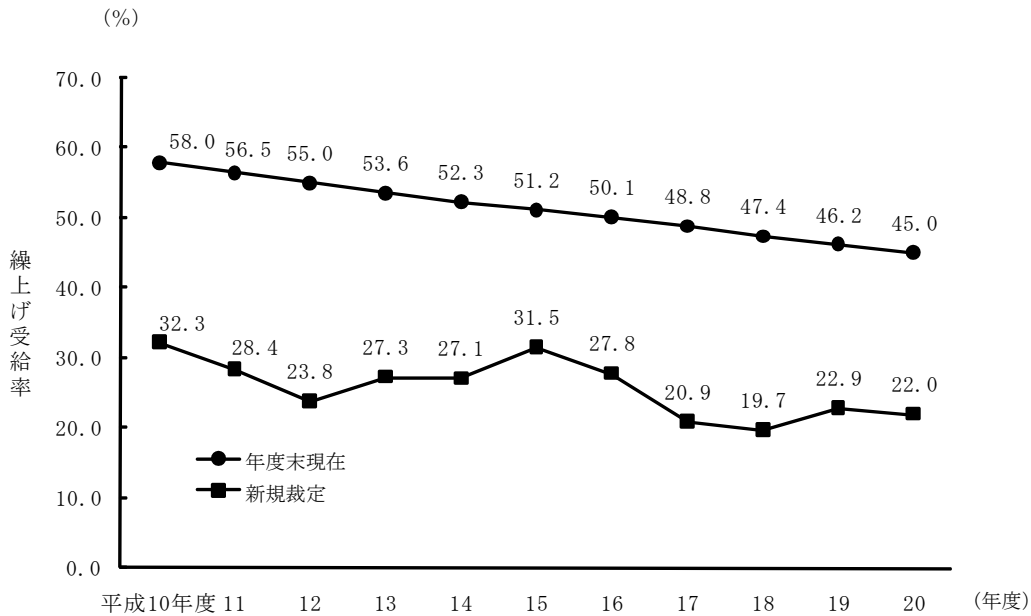
年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成10年度	17,469	10,576	14,076	9,331	1,944	1,314	1,143	134	103
11	18,362	11,808	14,985	10,505	1,883	1,344	1,183	150	120
12	19,304	13,070	15,959	11,729	1,822	1,375	1,222	149	120
13	20,238	14,332	16,930	12,954	1,758	1,403	1,259	147	119
14	21,222	15,643	17,956	14,231	1,691	1,431	1,295	144	118
15	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142	116
16	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139	115
17	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134	112
18	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130	109
19	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	1,648	1,551	123	104

② 老齢年金の繰上げ受給の状況

国民年金の老齢年金は65歳からの受給が原則であるが、本人の希望により60～64歳に繰り上げて受給することができる。繰上げ受給率は、老齢年金の受給権者（旧法拠出制の老齢年金及び新法老齢基礎年金の受給権者の計。なお、繰上げ受給のない5年年金を除き、新法については、平成3年度以降は老齢厚生年金（旧共済組合を除く）を併

給していない「基礎のみ受給権者」に限定。以下本節で同じ。）に対して算出している。これは、平成3年度以降、かつて厚生年金保険の被保険者であった老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達し、新たに1階部分の老齢基礎年金を併給することとなったため、それ以前の国民年金に係る統計との時系列比較を行うためである（図23）。

図23 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移



平成20年度に新規裁定された老齢年金受給権者（累計で26万人）のうち、繰上げ受給している者は6万人で、繰上げ受給率は22.0%となっている。平成20年度末現在の老齢年金受給権者全体（878万人）のうち、繰上げ受給している者は395万人で、繰上げ受給率は45.0%となっている。

図23は老齢年金の繰上げ受給率の年次推移をみたものである。新規裁定者の繰上げ受給率は低下してきていたが、平成13年度から従来の繰上げ支給の仕組みが見直されたことに伴い、平成13年度から平成15年度までは繰上げ受給率が上昇した。平成16年度以降は、平成19年度を除き繰上げ受給率が低下している。

図24は平成20年度の新規裁定者のうち、基礎のみ受給権者について年金受給開始の年齢別割合をみたものである。繰上げ受給率は22.0%（男子

28.3%、女子19.7%）であり、60歳で受給を開始したものは11.9%（男子17.4%、女子9.8%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは75.1%（男子68.3%、女子77.6%）となっている。

③ 老齢給付年齢階級別受給権者数

平成20年度末現在の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ。）の受給権者数は2,537万人（男子1,065万人、女子1,472万人）である。受給権者の年齢別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ351万人、386万人となっている（図25）。

なお、5年年金受給権者数は5万人である。

図24 国民年金 老齢年金受給権発生時年齢別受給権者数

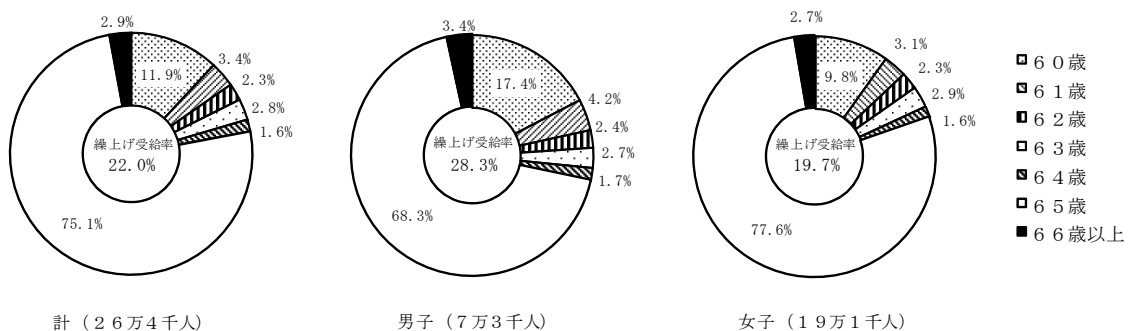
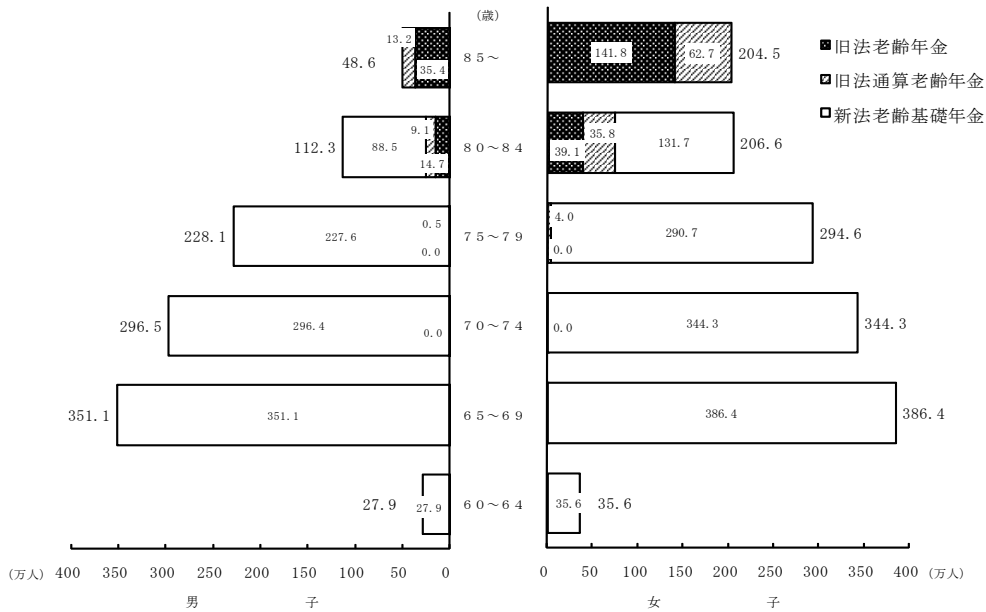


図25 国民年金 老齢給付年齢階級別受給権者数
(平成20年度末現在)



④ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

平成20年度末現在における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図26のとおりである。男女とも老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が、被保険者期間25年以上であるため、25年以上の者が多くなっている。

老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が31年10か月、女子が26年である。

老齢給付の平成20年度新規裁定者は50万人で、

その被保険者期間別分布は図27のとおりである。被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者等である。

図26 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数 (平成20年度末現在)

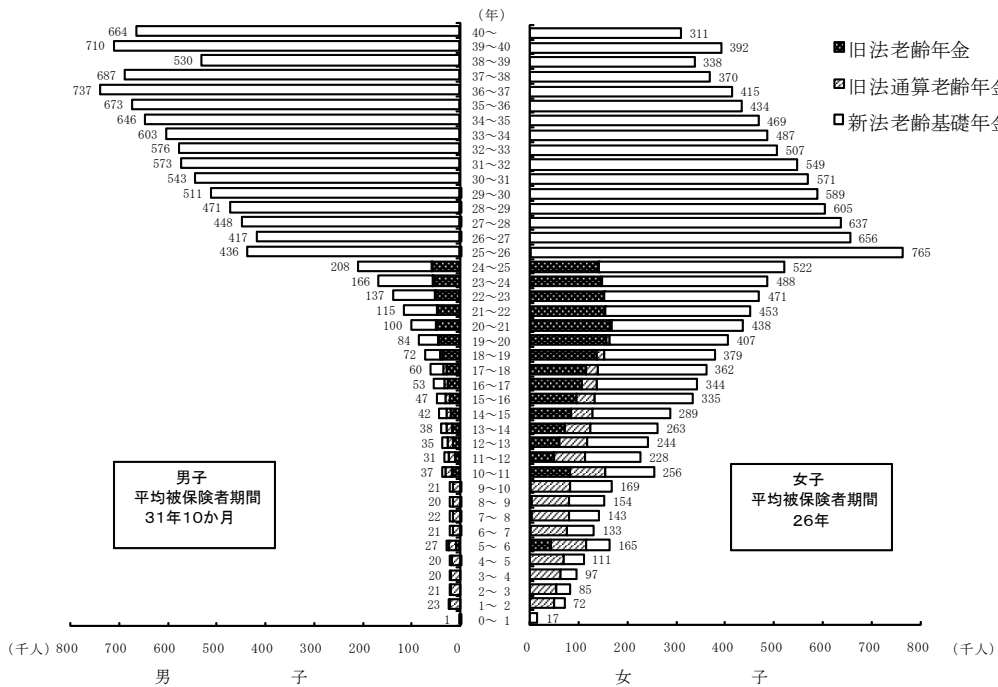
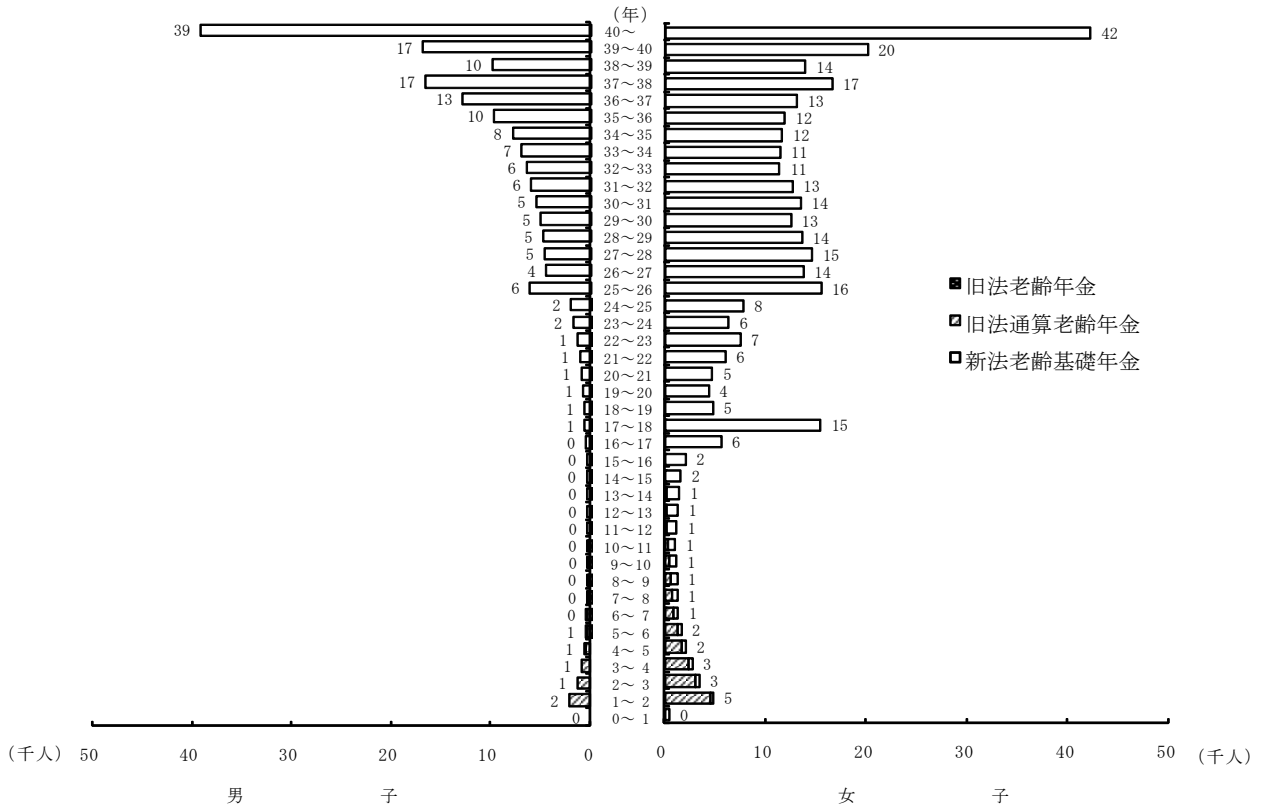


図27 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成20年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成20年度末現在における国民年金の受給者の年金総額は1兆3,646億円で、この内訳は旧法拋出制年金が1兆4,552億円(8.4%)、基礎年金が15兆9,094億円(91.6%)となっている。前年度末と比べると、全体では8,009億円(4.8%)の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が15兆5,031億円(年金総額の89.3%)を占め、通算老齢年金が2,741億円(同1.6%)、障害年金が1兆4,665億円(同8.4%)、遺族年金が1,208億円(同0.7%)となっている(表38)。

受給者の年金総額の推移を年金の種別別にみると、対前年度末と比較して老齢年金が7,913億円(5.4%)の増加、通算老齢年金が144億円(5.0%)の減少、障害年金が273億円(1.9%)の増加、遺族年金が33億円(2.6%)の減少となっている(表39、図28)。

(旧法拋出制)

平成20年度末現在における旧法拋出制の受給者の年金総額は1兆4,552億円(対前年度末1,247億円減)で、この内訳は老齢年金が1兆858億円(旧法拋出制の年金総額の74.6%)、通算老齢年金が2,741億円(同18.8%)、障害年金が861億円(同5.9%)、遺族年金が92億円(同0.6%)となっている。

(基礎年金)

平成20年度末現在における基礎年金の受給者の年金総額は15兆9,094億円(対前年度末9,256億円増)で、この内訳は老齢基礎年金が1兆4,174億円(基礎年金の年金総額の90.6%)、障害基礎年金が1兆3,804億円(同8.7%)、遺族基礎年金が1,116億円(同0.7%)となっている。

表38 国民年金 受給者年金総額（平成20年度末現在）

	旧法拠出制年金		基礎年金		合計		(再)基礎のみ・旧国年	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	10,858	74.6	144,174	90.6	155,031	89.3	51,013	76.1
5 年 年 金 以 外	10,661	73.3	144,174	90.6	154,835	89.2	50,817	75.8
繰 上 げ 分	6,257	43.0	17,269	10.9	23,526	13.5	18,234	27.2
本 来 分	4,352	29.9	124,572	78.3	128,925	74.2	31,704	47.3
繰 下 げ 分	52	0.4	2,332	1.5	2,384	1.4	878	1.3
5 年 年 金	196	1.3	・	・	196	0.1	196	0.3
通 算 老 齢 年 金	2,741	18.8	・	・	2,741	1.6	2,741	4.1
障 害 年 金	861	5.9	13,804	8.7	14,665	8.4	12,890	19.2
遺 族 年 金	92	0.6	1,116	0.7	1,208	0.7	424	0.6
合 計	14,552	100.0	159,094	100.0	173,646	100.0	67,069	100.0

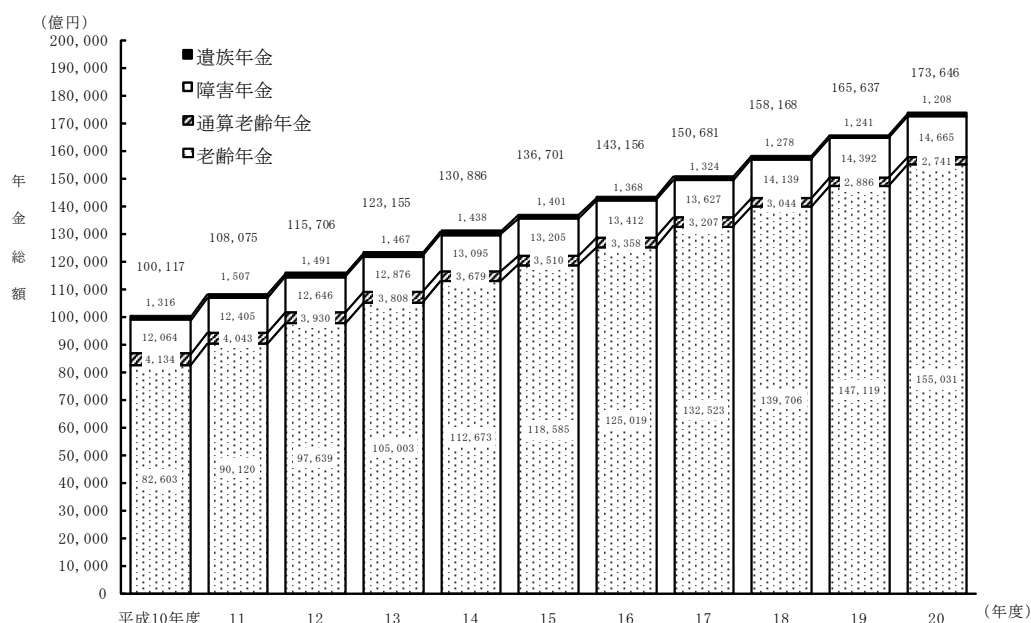
注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険（旧共済を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表39 国民年金 給付の種別別受給者年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成10年度	100,117	72,208	82,603	60,560	4,134	12,064	10,513	1,316	1,134
11	108,075	81,393	90,120	69,132	4,043	12,405	10,933	1,507	1,328
12	115,706	90,343	97,639	77,757	3,930	12,646	11,254	1,491	1,331
13	123,155	99,137	105,003	86,254	3,808	12,876	11,563	1,467	1,320
14	130,886	108,209	112,673	95,049	3,679	13,095	11,857	1,438	1,304
15	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274
16	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247
17	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218
18	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182
19	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	14,665	13,804	1,208	1,116

図28 国民年金 受給者年金総額の推移（年度末現在）



② 平均年金月額

平成20年度末現在の国民年金受給者の1人当たり平均年金月額は、老齢年金が5万4千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万4千円、遺族年金が8万2千円となっている(表40、表41)。

老齢年金の受給者の平均年金月額をみると、繰上げ分が3万9千円、本来分が5万8千円、繰下げ分が7万9千円となっている。

表40 国民年金 受給者の平均年金月額(平成20年度末現在)

	旧法抛出处年金	基礎年金	合計	(再)基礎のみ・旧国年
老 齢 年 金	39,829	55,477	53,992	48,507
5 年 年 金 以 外	39,952	55,477	54,032	48,586
繰 上 げ 分	34,405	40,692	38,806	38,647
本 来 分	51,579	58,083	57,836	56,341
繰 下 げ 分	85,588	78,645	78,784	77,164
5 年 年 金	34,133	.	34,133	34,133
通 算 老 齢 年 金	18,275	.	18,275	18,275
障 害 年 金	74,422	74,156	74,172	74,409
遺 族 年 金	39,159	89,676	81,675	68,817
合 計	33,336	56,873	53,696	48,563

注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表41 国民年金 受給者の平均年金月額の推移(年度末現在)

(単位:円)

年 度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成10年度	48,902	54,087	17,724	76,484	76,649	81,757	92,081
11	50,118	54,839	17,899	76,888	77,030	83,444	92,595
12	50,984	55,247	17,975	76,666	76,772	83,502	92,527
13	51,684	55,489	18,053	76,455	76,536	83,384	92,444
14	52,291	55,659	18,135	76,263	76,321	83,326	92,227
15	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215
16	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735
17	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490
18	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081
19	53,602	55,317	18,325	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	74,172	74,156	81,675	89,676

(4) 収支状況

平成20年度決算における年金特別会計国民年金勘定の収支状況は、収入総額は5兆4,144億円、支出総額は5兆8,344億円で、収支差△4,199億円を積立金から補足することとした。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革によって平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成18年4月より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。)に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は

財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

平成20年度末現在の積立金は業務勘定からの繰入額164億円と合わせた預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額で約8.2兆円となっている。

なお、運用独法の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成20年度末の時価ベースの積立金額は、約7.2兆円である。また、平均利回りについては、平成20年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、0.31%であり、平成20年度の財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、△7.29%で

ある。

収入のうち、保険料収入は1兆7,470億円、一般会計からの受入は1兆8,558億円であり、支出のうち国民年金給付費は1兆5,779億円である。また、国民年金勘定から基礎年金勘定への拠出金は4兆1,218億円であり、基礎年金勘定からの交付金は1兆4,863億円である。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆7,545億円、実質的な支出総額が4兆3,317億円となっている（図29）。

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

昭和60年の改正により、国民年金は全国民に共通の基礎年金を給付する制度に発展し、厚生年金保険、共済組合の被用者年金制度を、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」制度として位置づけることとなった。基礎年金の給付に要する費用については、国民年金の被保険者全体で公平に負担していくとの見地から、毎年度の基礎年金の給付に要する費用をその年度における被保険者の総数で頭割りして負担することとされている。

基礎年金の給付に要する費用には、昭和60年改

正後の新国民年金法による基礎年金給付費のほか、改正前の旧国民年金法による給付や旧被用者年金各法による基礎年金に相当する部分の費用（みなし基礎年金給付費）が含まれる。

この基礎年金の給付に要する費用から特別国庫負担（保険料免除期間に係る給付費等）分を差し引いた保険料・拠出金算定対象額を、国民年金及び厚生年金保険の管掌者たる政府と年金保険者たる共済組合等で負担することとなっている。具体的には、各制度の被保険者（組合員）数（第3号被保険者については扶養者である第2号被保険者が加入する被用者年金制度に含め、第2号被保険者数は20歳以上60歳未満の者の数とする。）の割合（拠出金按分率）により按分した額を基礎年金拠出金（国民年金については特別国庫負担分を加算した額）として、国民年金は年金特別会計国民年金勘定から、厚生年金保険は年金特別会計厚生年金勘定から、それぞれ年金特別会計基礎年金勘定へ繰り入れ、各共済組合からは基礎年金勘定へ拠出する形で費用負担する仕組みとなっている。

図29 国民年金勘定収支状況の推移（年度末現在）

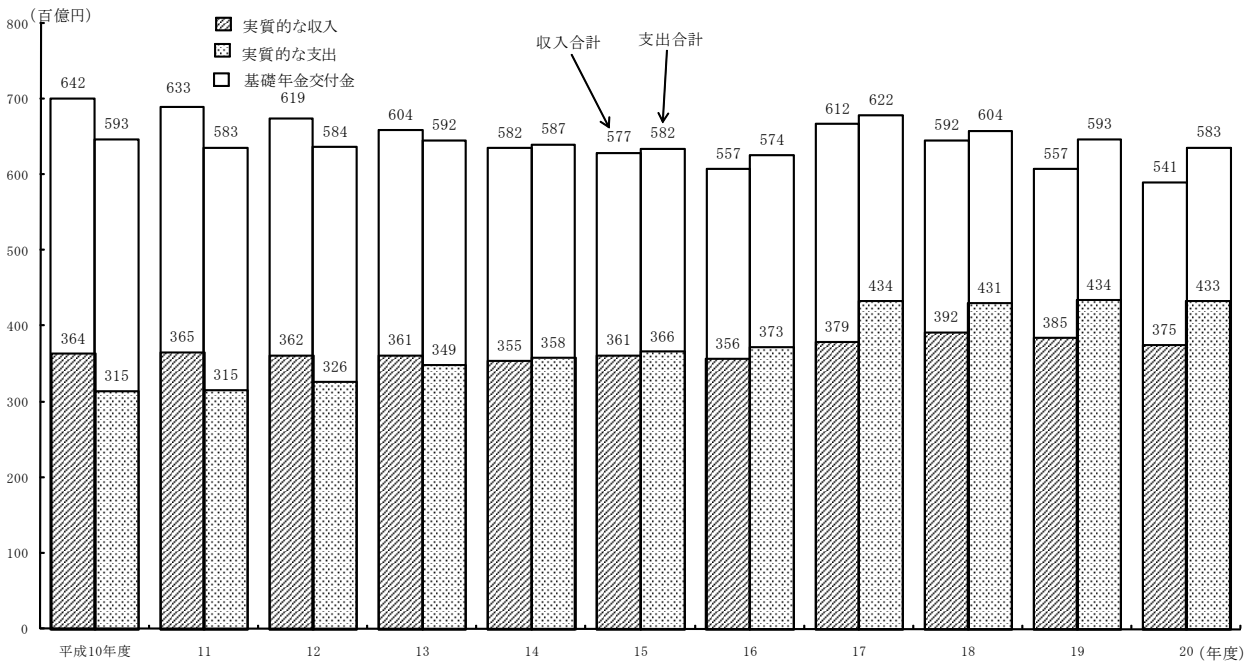
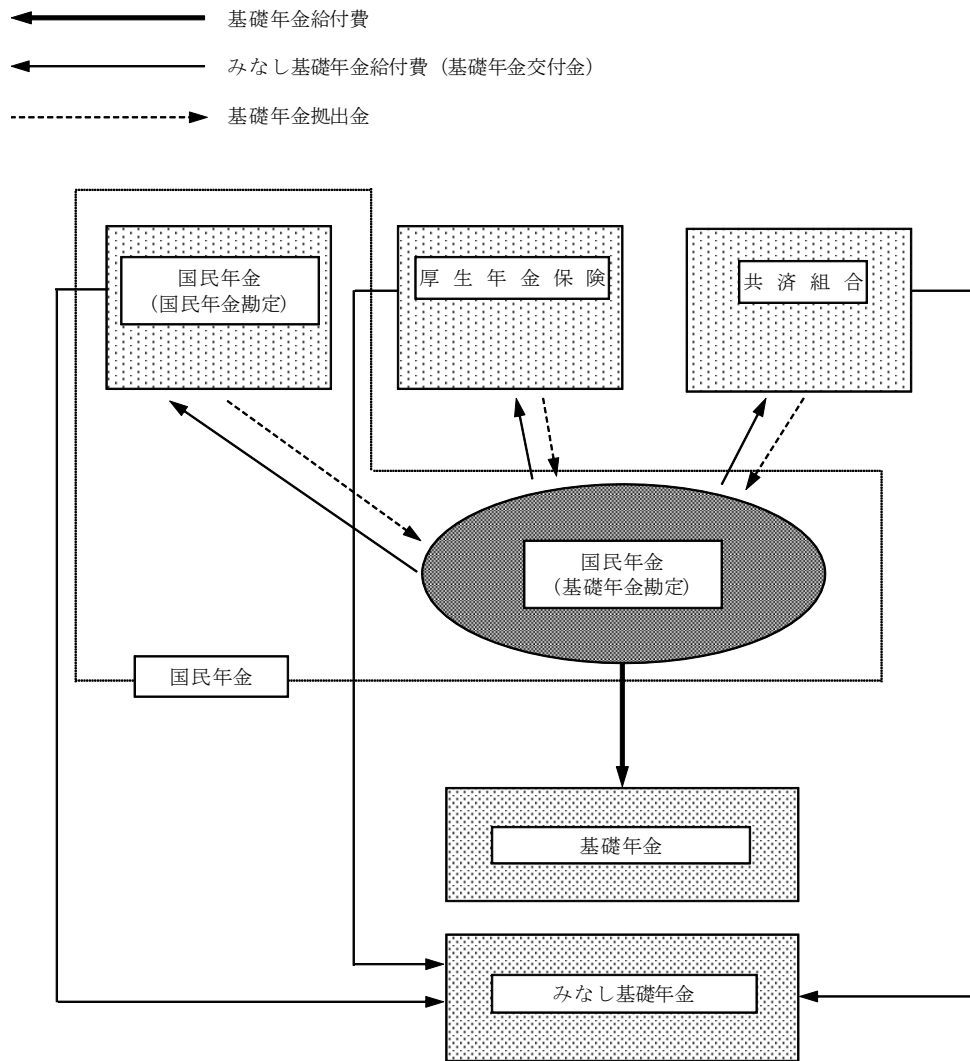


図30 基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費



基礎年金の給付に要する費用負担は、当該年度の給付費をその年度の基礎年金拠出金によりすべて賄うという完全賦課方式の考え方に基づくものであるが、基礎年金拠出金の確定には、給付費や被保険者数等の確定が必要になるため、当該年度中に基礎年金拠出金の確定額を拠出・繰入することは実務上不可能である。このため、当該年度中は見込み額による拠出・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

一方、年金給付については、基礎年金が国民年金制度（基礎年金勘定）から受給者に支払われ、みなし基礎年金については基礎年金勘定から各公的年金制度に基礎年金交付金として交付・繰入し各制度から独自給付と併せて受給者に支払われる形となっている（図30）。

基礎年金交付金についても、基礎年金拠出金と

同様、当該年度中は見込み額による交付・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

平成20年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、18兆8,821億円であり、そのうち特別国庫負担分が4,756億円となっており、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が15兆4,435億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が3兆4,385億円となっている（表42）。

なお、平成20年度の拠出金按分率は、国民年金が0.176、厚生年金保険が0.723、共済組合が0.100となっている（表43）。

また、基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の国庫負担は、平成16年度から平成21年度までに3分の1から2分の1へ段階的に引き上げられている。

表42 基礎年金の給付に要する費用の状況

(単位：億円)

	平成11年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
総額	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821
特別国庫負担分除く(再掲)	130,787	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065
国民年金	31,717	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242
特別国庫負担分除く(再掲)	26,848	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486
厚生年金保険	89,002	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101
共済組合等	14,937	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477
国家公務員共済組合連合会	3,329	3,569	3,719	3,915	4,009	4,087	4,190	4,300	4,428	4,613
地方公務員共済組合連合会	9,280	9,705	10,088	10,635	10,905	11,074	11,300	11,571	11,845	12,170
日本私立学校振興・共済事業団	1,047	1,116	1,175	1,259	1,319	1,376	1,443	1,524	1,602	1,694
農林漁業団体職員共済組合	1,281	1,338	1,380	242	-	-	-	-	-	-
日本鉄道共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本電信電話共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本たばこ産業共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拠出金単価(月額)(円)	18,024	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057
総額	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821
基礎年金給付費	76,105	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435
みなし基礎年金給付費 (基礎年金交付金相当分)	59,551	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385
国民年金	26,941	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766
厚生年金保険	24,750	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178
共済組合等	7,860	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442
国家公務員共済組合連合会	2,128	2,077	2,004	1,925	1,825	1,729	1,638	1,543	1,448	1,344
地方公務員共済組合連合会	4,916	4,724	4,509	4,325	4,026	3,770	3,563	3,350	3,181	2,963
日本私立学校振興・共済事業団	253	239	228	218	204	192	180	168	156	135
農林漁業団体職員共済組合	562	547	527	87	-	-	-	-	-	-
日本鉄道共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本電信電話共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本たばこ産業共済組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1. 基礎年金拠出金(特別国庫負担分除く)の3分の1は国庫負担となっている。ただし、平成16年度はそのほかに、16年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分等が充当されており、17年度は年金課税の見直しによる増収分等及び平成17年度税制改正における定率減税の見直しによる増収分が充当されている。
 2. 上表のほか、各被用者年金制度に係る特別国庫負担分250億円(平成17年度)があり、基礎年金の給付に相当するものとして各被用者年金制度から給付されている。
 3. 保険料相当額(月額)は、平成16年度では拠出金単価(月額)×2/3から年金課税の見直しによる増収分を財源とした国庫負担等の分が除かれており、17年度では拠出金単価(月額)×2/3から年金課税の見直しによる増収分及び定率減税の見直しによる増収分を財源とした国庫負担等の分が除かれている。
 (平成17年度の保険料相当額は14,905円)

表43 基礎年金拠出金算定内訳

(平成20年度)

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合	平成20年度		
					国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合連合会	日本私立学校振興・共済事業団
基礎年金拠出金(億円)	184,065	32,486	133,101	18,477	4,613	12,170	1,694
拠出金按分率	1.000	0.176	0.723	0.100	0.025	0.066	0.009
拠出金算定対象者数(万人)	5,669	1,001	4,099	569	142	375	52
(再掲)第3号被保険者数(万人)	1,053	-	918	134	39	85	10

注1. 国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。
 2. 国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。
 3. 端数整理のため、合計が一部不一致である。

5. 福祉年金

昭和61年4月に従来の障害福祉年金は障害基礎年金に、母子及び準母子福祉年金は遺族基礎年金に裁定替えされ、福祉年金は老齢福祉年金だけが残っている。

平成20年度末現在における老齢福祉年金の受給

者数は1万2千人で、前年度末に比べて5千人(32.1%)の減少、年金総額は47億円で、前年度末に比べて22億円(32.1%)の減少となっている。平成20年度の新規裁定者(受給権者)は3人となっている(図31、図32)。

図31 老齢福祉年金受給者数の推移(年度末現在)

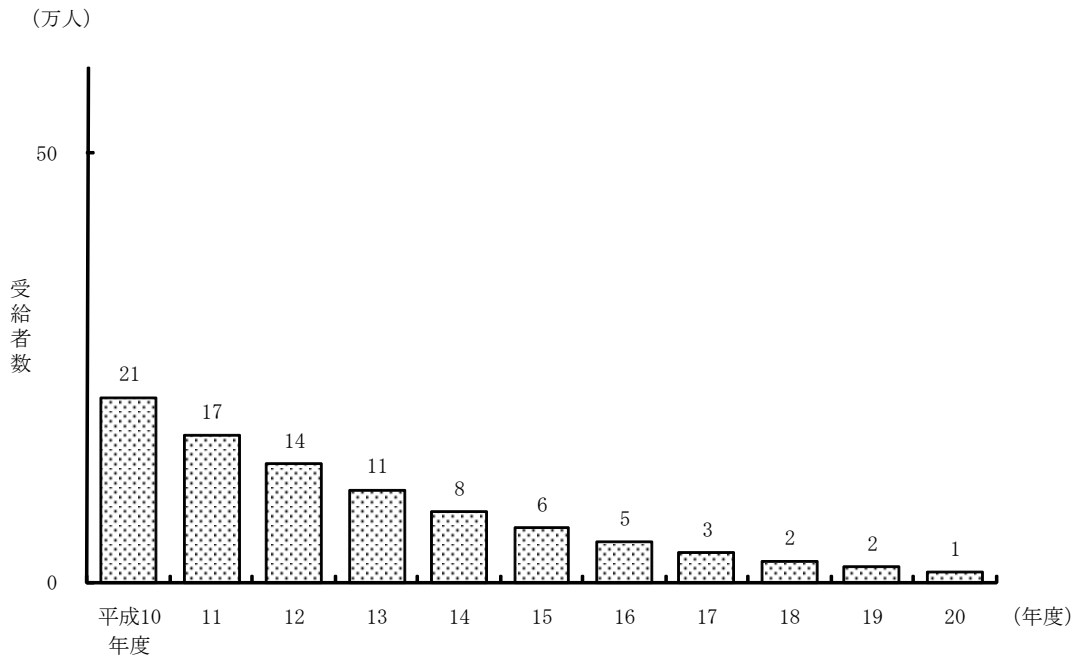
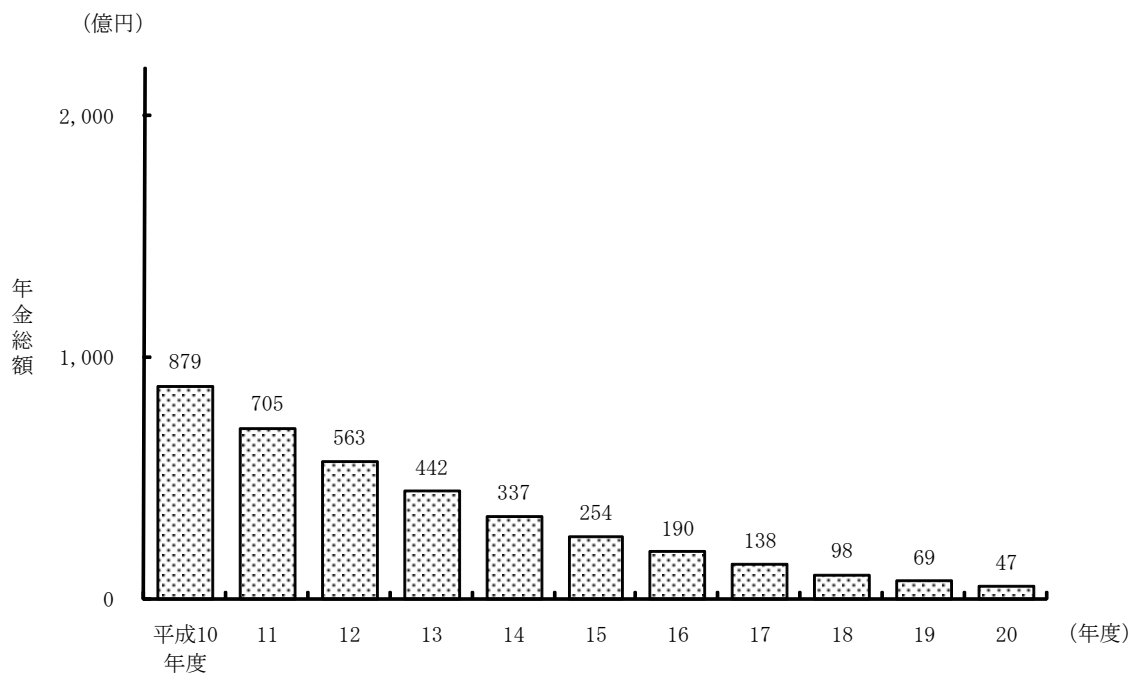


図32 老齢福祉年金受給者年金総額の推移(年度末現在)



6. 特別障害給付金

被用者の配偶者は、昭和61年3月以前は国民年金に任意加入対象とされており、学生については、平成3年3月以前は国民年金に任意加入対象とされていた。そのため、任意加入していない期間に障害事故が発生した場合は障害給付の支給対象とならなかったが、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」により、平成17年4月から福祉的な措置として「特別障害給付金制度」が創設された。支給対象者は、国民年金の任意加入対象とされていた、昭和61年3月

以前の被用者の配偶者又は平成3年3月以前の学生であって、任意加入していない期間に初診日があり、障害基礎年金の障害等級1、2級相当の障害の状態にある者とされている。

平成20年度末現在における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,045人、2級が6,204人、合計8,249人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が798人、2級が3,416人、合計4,214人となっている。また、配偶者の特別障害者数は、1級が1,247人、2級が2,788人、合計4,035人となっている。

平成17年4月から平成21年3月末までの累積不支給決定件数は、950件となっている（表44）。

表44 都道府県別特別障害給付金支給決定状況（平成20年度末現在）

都道府県名	合計			学生			配偶者			不支給決定件数
	障害等級1級	障害等級2級	合計	障害等級1級	障害等級2級	合計	障害等級1級	障害等級2級	合計	
全 国	2,045	6,204	8,249	798	3,416	4,214	1,247	2,788	4,035	950
北海道	143	389	532	25	173	198	118	216	334	45
青森県	34	43	77	16	24	40	18	19	37	16
岩手県	41	55	96	18	33	51	23	22	45	4
宮城県	31	91	122	9	54	63	22	37	59	20
秋田県	21	63	84	5	34	39	16	29	45	6
山形県	26	41	67	14	25	39	12	16	28	2
福島県	26	117	143	10	73	83	16	44	60	3
茨城県	49	130	179	18	72	90	31	58	89	23
栃木県	25	71	96	7	37	44	18	34	52	11
群馬県	62	60	122	41	20	61	21	40	61	15
埼玉県	54	274	328	16	128	144	38	146	184	42
千葉県	92	247	339	32	120	152	60	127	187	55
東京都	167	456	623	96	301	397	71	155	226	85
神奈川県	160	348	508	59	178	237	101	170	271	56
新潟県	26	118	144	11	65	76	15	53	68	6
富山県	13	70	83	6	45	51	7	25	32	14
石川県	9	62	71	2	36	38	7	26	33	4
福井県	6	41	47	2	27	29	4	14	18	8
山梨県	20	43	63	14	31	45	6	12	18	8
長野県	23	75	98	12	57	69	11	18	29	17
岐阜県	21	72	93	9	47	56	12	25	37	13
静岡県	40	165	205	15	91	106	25	74	99	25
愛知県	64	371	435	20	185	205	44	186	230	52
三重県	21	73	94	7	43	50	14	30	44	12
滋賀県	8	48	56	2	28	30	6	20	26	8
京都府	27	128	155	5	63	68	22	65	87	28
大阪府	176	436	612	60	180	240	116	256	372	31
兵庫県	92	305	397	29	140	169	63	165	228	44
奈良県	32	70	102	7	42	49	25	28	53	16
和歌山県	23	44	67	9	24	33	14	20	34	5
鳥取県	7	41	48	1	25	26	6	16	22	4
島根県	16	40	56	12	28	40	4	12	16	7
岡山県	45	150	195	19	85	104	26	65	91	14
広島県	45	254	299	20	165	185	25	89	114	37
山口県	69	77	146	41	51	92	28	26	54	25
徳島県	25	33	58	15	15	30	10	18	28	8
香川県	10	63	73	6	43	49	4	20	24	23
愛媛県	25	88	113	6	46	52	19	42	61	14
高知県	5	42	47	1	28	29	4	14	18	6
福岡県	73	365	438	23	226	249	50	139	189	68
佐賀県	19	37	56	9	29	38	10	8	18	6
長崎県	38	82	120	18	43	61	20	39	59	4
熊本県	50	109	159	26	67	93	24	42	66	6
大分県	22	86	108	8	41	49	14	45	59	24
宮崎県	32	56	88	8	33	41	24	23	47	7
鹿児島県	21	121	142	6	80	86	15	41	56	16
沖縄県	11	54	65	3	35	38	8	19	27	7

注 「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成21年3月末までの累計である。